

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)の進捗状況

令和3年1月時点

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
1	出入国在留管理庁に設置した「『国民の声』を聴く会」や各地方出入国在留管理官署が開催している「出入国在留管理行政懇談会」等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。また、外国人生活支援ポータルサイトに、共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」を設け、外国人個人からも意見を聴取する。こうした意見聴取に当たっては、特に、地方公共団体と継続的な意見交換を行うことや外国人個人の意見を聴取することに配慮する。さらに、全国に配置されている受入環境調整担当官の体制整備を図る。これらの取組により得られた意見について、共生施策の企画・立案に適切に反映させていくことで、出入国在留管理庁の外国人材の受入れ環境整備に係る総合調整機能を強化し、引き続き、十全に発揮していく。〔法務省〕	法務省	<p>&lt;『国民の声』を聴く会』及び「出入国在留管理行政懇談会」等&gt;                  出入国在留管理庁において実施している『国民の声』を聴く会』の開催実績は、以下のとおり。                  【開催実績】                  10月26日 川崎市                  10月27日 特定非営利活動法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾                  11月16日 すみだ国際学習センター(帰国・外国人等児童・生徒学習支援教室)                  11月20日 群馬県、同県内の学校及び企業                  11月24日 葛飾区立双葉中学校夜間学級                  11月27日 公益社団法人日本社会福祉士会ほか                  12月9日 特定非営利活動法人多文化共生マネージャー全国協議会  <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_10143.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_10143.html</a>                  また、『国民の声』を聴く会』及び「出入国在留管理行政懇談会」等において聴取した意見については、共生施策の企画・立案に反映させるため、関係省庁と共有している。                  &lt;御意見箱&gt;                  より広く外国人個人からも意見を聴取する仕組・ツールとして、令和3年2月に、当庁HP(多言語サイト)上に共生施策に係る意見を日本語及び多言語(14言語)で受け付ける「御意見箱」(意見募集フォーム)を設置する予定であり、現在、構築作業を進めているところである。                  &lt;受入環境調整担当官の体制整備&gt;                  受入環境調整担当官の体制整備として、令和2年度において、入国審査官38人を増員した。</p>	<p>&lt;『国民の声』を聴く会』及び「出入国在留管理行政懇談会」等&gt;                  引き続き、『国民の声』を聴く会』及び「出入国在留管理行政懇談会」等を開催し、地方公共団体、企業、外国人支援団体等から広く意見を聴取する取組を実施し、得られた意見・要望については、共生施策の企画・立案に適切に反映させていく。                  &lt;御意見箱&gt;                  引き続き、構築作業を進め、令和3年2月に運用を開始する。なお、運用開始後に得られた意見については、共生施策の企画・立案に適切に反映させていく。</p>
2	外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、「外国人住民調査」を参考としつつ、外国人に対する基礎調査を実施するとともに、諸外国における外国人との共生のための施策について、我が国における施策の充実のため、調査を実施することを検討する。これらの調査によって得られた結果について、関係省庁に共有し、共生施策の企画・立案に適切に反映させていく。〔法務省〕	法務省	<p>&lt;外国人に対する基礎調査&gt;                  令和2年9月に、令和2年8月7日時点で、18歳以上の、直近の上陸許可年月日から1年以上経過している中長期在留者及び特別永住者1万人(抽出方法は、無作為で抽出)に対するWeb調査(QRコード付依頼状を郵送し、当該QRコードを読み込んでWebサイト上のアンケートに回答してもらう)を実施した。現在、調査結果の公表に向け、調査結果報告書を取りまとめているところである。                  &lt;諸外国における共生施策に係る調査&gt;                  新型コロナウイルス感染症への対応を始めとする外国人との共生社会実現のための施策の更なる実現に向け、諸外国における共生施策に係る調査の実施を検討中である。</p>	<p>&lt;外国人に対する基礎調査&gt;                  調査結果報告書を取りまとめ、令和3年1月に調査結果を公表する。なお、得られた調査結果については、関係省庁等に共有するとともに、共生施策の企画・立案に適切に反映させていく。                  &lt;諸外国における共生施策に係る調査&gt;                  引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとする外国人との共生社会実現のための施策の更なる実現に向け、諸外国における共生施策に係る調査の実施を検討する。</p>
3	在留外国人の増加等に対応した外国人材の受入れ政策や多文化共生施策の推進のため、それら政策・施策に関する研究・情報の効率的な集約・分析等の在り方について引き続き検討する。〔法務省〕	法務省	外国人との共生施策を推進する人材育成のため、研修と研究を一体的に実施する新たな体制の整備に向けて検討を進めているところである。	引き続き、必要な体制の整備について検討する。
4	外務省においては、国際移住機関等との共催による「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。〔外務省〕	外務省	令和2年度中の開催に向けて、国際移住機関等と意見交換を実施する等、準備を進めている。	令和3年2月25日に、オンラインにて開催予定である。
5	政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」(毎年6月)において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕	法務省	不法就労対策キャンペーンについて、関係省庁と協議の上、「外国人労働者問題啓発月間」に合わせて令和2年11月に実施した。 また、同月、警察庁、厚生労働省と共に経営者団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会)に不法就労防止の協力を申し入れた。	令和3年度以降も、不法就労対策キャンペーンを継続して実施するなど、引き続き、関係省庁と緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行っている。
		厚生労働省	新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、令和2年度においては11月に「外国人労働者問題啓発月間」を実施し、外国人雇用に関するパンフレットの作成・配布や個々の事業所への訪問指導等を通じ、外国人労働者の雇用維持や雇用管理改善の促進等を図った。	引き続き、外国人労働者の雇用管理改善等に関する周知啓発等を行うとともに、同月間については令和3年度以降も継続して実施する。
		警察庁	施策内容を受けて、「不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動の強化について(通達)」(令和2年10月13日付け警察庁丁保発第182号ほか)を発出した。 なお、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、指導啓発活動は11月に実施したもの。	引き続き、不法就労・不法滞在防止のための指導啓発活動を推進する。
6	法務省の人権擁護機関において、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現を図るため、各種人権啓発活動を実施する。〔法務省〕	法務省	「心のバリアフリー」に向けた人権啓発活動を推進するため、地方公共団体に委託して実施している人権啓発活動地方委託事業等により、「外国人の人権」をテーマの一つとした講演会やミニフェスティバルの開催等の人権啓発活動を行った。 また、地方公共団体の人権啓発に携わる職員向けに開催する研修において、「外国人と人権」をテーマとする講義を実施した。	引き続き、「心のバリアフリー」に向けた人権啓発活動を推進するため、地方公共団体に委託して実施している人権啓発活動地方委託事業等により、「外国人の人権」をテーマの一つとした講演会やミニフェスティバルの開催等の人権啓発活動を行っている。 また、地方公共団体の人権啓発に携わる職員向けに開催する研修において、「外国人と人権」をテーマとする講義を盛り込む。
7	日本語を含めて11か国語で多言語対応している法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、引き続き外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〔法務省〕	法務省	外国人が多く利用するコミュニティサイト、SNS、雑誌などへの掲載やポスター、ちらし、リーフレットを掲示・配布するなどして、人権相談や調査救済手続に係る周知広報を実施した(対応言語:英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)。	引き続き、法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、多言語による広報を展開し、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
8	<p>特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同での企業PR活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供。(14分野)</li> <li>・ 企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催(14分野)</li> <li>・ 分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施(14分野)</li> <li>・ 地方における技能評価試験の実施(14分野)</li> <li>・ 特定技能外国人として就労を希望する者と特定技能外国人の雇用を希望する企業のマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対する必要な経費の助成(介護分野)</li> <li>・ 技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関から徴収する費用の引上げ。(ビルクリーニング分野)</li> <li>・ 特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人において、全国の求人求職情報の集約等のマッチングの実施。また、都市部と地方の間で著しい待遇の格差が生じないよう、同法人において、地方における求人の発掘を積極的に行うとともに、受入れ企業に対する求人条件の見直しなどの助言・指導の実施。(建設分野)</li> <li>・ 地域における事業者間連携による自律的取組の発掘・支援(自動車整備分野)</li> <li>・ 特定技能外国人の雇用を希望するホテル、旅館等の求人情報について業界団体や試験実施機関のホームページへの掲載。ホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度の広報等を行い受入れ環境を整備。(宿泊分野)</li> </ul> <p>[厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等]</p>	厚生労働省	<p>介護分野においては、令和元年度より、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護分野の特定技能の在留資格により日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対して、必要な経費を助成する制度を創設した。</p> <p>協議会構成員からビルクリーニング分野における優良事例を収集し、ホームページで周知した。また、出入国在留管理庁等より提供される特定技能制度等の情報は協議会構成員に随時周知しているところである。なお、ビルクリーニング分野における特定技能外国人は徐々に増加しているところであり、技能評価試験合格証明書の発行手数料の扱いなどの制度設計について検討しているものの、特定の地域に集中している状況にはなっていないため、引き上げには至っていない。</p>	<p>引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。</p> <p>引き続き、協議会等において、特定技能外国人の受入れに係る優良事例等の周知を行うとともに、地域別の人手不足の状況の把握・分析等による大都市圏等への集中回避に係る対応策等の検討を行う。また、ビルクリーニング分野において特定技能労働者数が増加し、過度集中地域が生じた場合は、協議会等において、当該地域における合格証明書の発行に要する費用の引上げを検討する。</p>
		経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業特定技能外国人材受入れ・協議連絡会において、受入れ企業の優れた取組の紹介や特定技能制度を制度趣旨に沿って活用する旨の呼びかけを実施した。</li> <li>・ 受入れ企業を対象としたセミナーを令和元年度は14回、令和2年度はこれまでに12回開催しており、当該年度内に更に8回の開催を予定している。令和元年度は地方都市を中心に対面で開催したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえてオンラインで開催している。</li> <li>・ 製造分野特定技能1号評価試験を令和2年度に国内6か所(東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・広島県・福岡県)で実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業特定技能外国人材・受入れ協議・連絡会において、必要な情報の発信を行う。</li> <li>・ セミナーについては、今後も新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、継続的に開催していく。</li> <li>・ 引き抜き防止に向けた指導に関しては、製造3分野の状況を注視し、必要に応じて追加での対応を行う。</li> <li>・ 製造分野特定技能1号評価試験の国内試験については、より多くの地方都市で開催できるよう検討を進める。</li> </ul>
		国土交通省	<p>○特定技能外国人受入事業実施法人「(一社)建設技能人材機構」において、下記事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定技能外国人と受入れ企業のニーズを一致させ、雇用の安定等を図るため、国内において就労を希望する外国人(求職者)を対象にホームページを公開し、無料職業紹介(求人求職マッチング)を令和2年8月より本格開始</li> <li>・ ホームページにて「特定技能外国人の受入れ」に関する説明動画を公開し、制度周知の促進</li> <li>・ 令和2年8月、9月及び12月に特定技能評価試験を実施</li> </ul>	<p>○引き続き、対応を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の求人求職情報の集約を推進する。</li> <li>・ 新型コロナウイルスの影響により延期としていた地方セミナーを12月に実施(中部、中国、四国エリア)。</li> <li>・ 国内試験実施の推進</li> </ul> <p>○平成30年度に創設した「優秀外国人建設就労者表彰」を令和2年度も実施予定である。外国人建設就労者及び特定技能外国人のうち、建設技能・コミュニケーションスキルの習得等に関する取組が顕著な者を表彰することにより、他の外国人材の我が国における建設活動に対するモチベーションの向上が期待される。</p>
		国土交通省	<p>造船・船用工業分野においては、大都市圏での受入れ自粛要請に従うことや引き抜き又はその補助行為を行わないことを、特定技能所属機関等の遵守事項として造船・船用工業分野特定技能協議会規約にて定めている。</p>	<p>対応済み。</p>
		国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車整備分野においては、大都市圏での受入れの自粛要請に従うことを自動車整備分野特定技能協議会の遵守事項として定めた。</li> <li>・ 自動車整備事業者に対し、各地域における事業者間の自律的な連携・協調を促すとともに、好事例をモデル事業として全国へ周知している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応済み。</li> <li>・ 引き続き、各地域における事業者間の自律的な連携・協調を促す。</li> </ul>
		国土交通省	<p>航空分野においては、大都市圏等での受入れ自粛要請に従うことや、引き抜き行為を行わないことを、特定技能所属機関が航空分野特定技能協議会に入会する際の遵守事項として定めている。</p> <p>整備士の養成・確保における連携モデルや外国人材の採用・育成ノウハウ等を小型機・回転翼機事業者に提供するための調査を実施した。</p>	<p>引き続き、対応を進める。</p>
		国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定技能所属機関が宿泊分野特定技能協議会に入会するに当たり、協議会による大都市圏での受入れ自粛要請決議に対する尊重を求めることとした。</li> <li>・ 宿泊分野においては、日本ホテル協会、全日本シティホテル連盟、日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の業界4団体にて、それぞれのウェブサイトにおいて求人情報を掲載している。</li> </ul> <p>また、令和2年11月よりホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度の説明及び、受入れ施設の環境等を説明する場を用意している。</p>	<p>対応済み。</p>
		農林水産省	<p>農業分野では、令和2年度予算により事業実施主体が実施優良事例を収集し、受入れ機関や関係団体等に対する周知を予定している。</p> <p>農業分野では、令和2年度予算により事業実施主体が受入れ機関等向けにオンラインセミナーの実施を予定している。</p> <p>農業分野では、国内については昨年度と同様に全国47都道府県約140都市において試験を実施している。</p> <p>漁業分野では、外国人材受入環境整備事業において、外国人が働きやすい環境の整備に取り組む漁協への支援を実施した。</p> <p>漁業分野では、優良な特定技能外国人材の受入れ事例について特定技能協議会の構成員間で情報共有を実施した。</p> <p>漁業分野では、昨年度、引き抜き防止に関する申し合わせを実施済みである。</p> <p>漁業分野では、地方からの要望に応じ、特定技能制度の説明会を実施した。</p> <p>漁業分野では、新型コロナウイルス感染症の予防対策を徹底した上で、22道県で延べ160回程度技能評価試験を実施した。</p> <p>飲食品製造業・外食業の2分野共同で、外国人及び外国人を受け入れる事業者向けの相談窓口(8か国語)を設置した。受入れ・環境整備・人材育成等の優良事例の情報を提供した。</p>	<p>農業分野における優良事例やオンラインセミナーの開催について、受入れ機関や関係団体等に周知を行っていく。国内試験においても、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、引き続き実施していく。</p> <p>漁業分野では、他分野の事例等を踏まえ、必要に応じ取組を検討する。</p> <p>漁業分野では、同左試験について、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、監理団体の要望を踏まえ、実施する。</p> <p>飲食品製造業・外食業の2分野共同で、外国人及び事業者向けの説明会を12月から1月にかけて3回開催予定である。新型コロナウイルス感染症の影響により、WEB開催とした。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
9	外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携する「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を実施し、優良事例や効果を検証する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	地方公共団体の公募を行い、北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児島県の5つの道県を「モデル地域」として選定した。 新型コロナウイルス感染症による人の往来等への影響を考慮して、令和2年10月下旬より事業を開始した。外国人材の受入れ・定着に向けて、モデル地域と労働局において連携体制の確認等、所要の準備を実施している。	引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響も注視しつつ、モデル地域と労働局が連携して事業を実施していく。
10	特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、必要な措置を講じるに当たっては、分野所管省庁等に特定技能外国人に係る在留数等必要な情報を提供していく。また、就労を希望する外国人等に対し、受入れ機関の情報を提供していく仕組みを構築するとともに、地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析機能の強化を行う。〔法務省、厚生労働省〕	法務省	特定技能在留外国人数については、3か月毎に都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供している。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、解雇等により就労の継続が困難となった元技能実習生等が、特定技能での就労を希望する場合、最大1年間、特定産業分野において特定技能での就労に必要な技能を習得するための在留活動を許可するといった雇用維持支援を行っているところ、10月21日からは、同支援策に関する求人・求職者情報を公表している。	引き続き、特定技能在留外国人数について、3か月毎に都道府県別の在留者数を把握・分析の上、分野所管省庁に提供していく。 また、今後も各事業を適切に運用していくほか、これまでの実績を踏まえ、特定技能での就労を希望する外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業との適切なマッチング支援について検討を進めていく。
		厚生労働省	厚生労働省においては、出入国在留管理庁から分野所管省庁に特定技能外国人等に係る情報が提供される際に、分野所管省庁に特定技能外国人受入分野について四半期ごとの分野別有効求人倍率を提供している。	引き続き、分野所管省庁に特定技能外国人受入分野について分野別有効求人倍率を提供する。
11	地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進する。〔法務省〕	法務省	法務省ホームページに、地方で就労することのメリットに関する資料を掲載するとともに、各種の取組を地方公共団体に共有し、制度の周知等に努めている。 また、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援している。	今後も地方公共団体と協力し、地方における特定技能外国人の就労が促進されるよう、制度周知を行っていく。 引き続き、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体における一元的相談窓口の整備・運営を支援する。
12	地域における外国人材の活躍を地域の持続的発展につなげていくため、外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。〔内閣府(地方創生)、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)〕	内閣府(地方創生) 内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)	【内閣府(地方創生)、内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)】 ・令和2年度地方創生推進交付金(第1回・第2回)において、地域における外国人材の活躍と多文化共生社会の実現を図る、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援した。 (令和2年度交付対象関連事業:81事業(交付決定時点)) ・地方公共団体における外国人材受入支援や共生支援に係る施策の実施状況等について調査を実施し、効率的な実施方法や施策実施の妨げとなる要因等について整理・分析を行い、調査結果を踏まえて、より効率的・効果的な取組について、令和3年1月、地方公共団体に周知啓蒙した。	引き続き、外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。
13	以下の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。 ・住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃低廉化補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施 ・元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進〔厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会〕	厚生労働省	介護職員の処遇改善については、令和元年10月から満年度で公費1,000億円を投じ、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を行っている。	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について取得促進を行うため、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣や都道府県等担当者向けの研修を行う。
		国土交通省	居住支援法人等による支援活動に対し財政支援を実施している。 新たな住宅セーフティネット制度に基づき登録された住宅(セーフティネット住宅)に対する家賃低廉化・家賃債務保証料低廉化補助を実施している。	引き続き、居住支援法人等による支援活動に対し財政支援を実施する。 新たな住宅セーフティネット制度に基づき登録された住宅(セーフティネット住宅)に対する家賃低廉化・家賃債務保証料低廉化補助を引き続き推進する。
		経済産業省	公正取引委員会とともに、下請法の厳正な執行に努める等、親事業者(元請)及び下請事業者の取引の適正化に向けた取組を実施している。	引き続き、左記の取組を実施していく。
		公正取引委員会	下請法の厳正な執行に努める等、親事業者(元請)及び下請事業者の取引の適正化に向けた取組を実施している。	引き続き、左記の取組を実施していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
14	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において決定された、コールセンター等相談窓口の設置や説明会・マッチングイベントの開催など、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置を着実に実施する。それらの実施状況も踏まえつつ、「特定技能」での就労を希望する国内外の外国人の意向と、中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい受入れ機関のニーズの更なるマッチングの促進を図るため、関係省庁が連携して、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法を検討し、実施する。〔法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等〕	法務省	出入国在留管理庁においては、コロナ禍における特定技能制度活用促進策として、特定技能総合支援サイト、コールセンターの運営のほか、全国で制度説明会やマッチングイベントを行っている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、解雇等により就労の継続が困難となった元技能実習生等が、特定技能での就労を希望する場合、最大1年間、特定産業分野において特定技能での就労に必要な技能を習得するための在留活動を許可するといった雇用維持支援を行っていたところ、令和2年9月7日から技能実習を修了し、帰国が困難な技能実習生も対象に加えた。	今後も各事業を適切に運用していくほか、これまでの実績を踏まえ、特定技能での就労を希望する外国人と特定技能外国人の雇用を希望する企業との適切なマッチング支援について検討を進めていく。【再掲】施策番号10で記載
		厚生労働省	介護分野においては、令和元年度より、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、介護分野の特定技能の在留資格により日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングを実施する都道府県(適切な団体に委託可)に対して、必要な経費を助成する制度を創設した。【再掲】施策番号8で記載	引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。【再掲】施策番号8で記載
		経済産業省	出入国在留管理庁が実施する新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等の雇用維持支援措置について、経済産業省が設置する製造3分野の特定技能外国人材に係るポータルサイトにおいて周知を行っている。令和3年度からのマッチング支援の実施に向け、製造分野1号評価試験の合格者と特定技能外国人材の受入れを希望する事業者との交流会の開催など、具体的な支援内容の検討を進めている。	引き続き、マッチング支援の具体化に向けた検討を行い、令和3年度からマッチング支援を実施する。
		国土交通省	建設分野においては、特定技能外国人と受入れ企業のニーズを一致させ、雇用の安定等を図るため、国内において就労を希望する外国人(求職者)を対象にホームページを公開し、無料職業紹介(求人求職マッチング)を8月より本格開始した。【再掲】施策番号8で記載 造船・船用工業分野においては、更なるマッチング促進を図るため、造船・船用工業事業者に対して、マッチングイベント等の周知を造船・船用工業分野特定技能協議会を通じて行った。 自動車整備分野においては、更なるマッチングの促進を図るため、自動車整備事業者に対して、マッチングイベント等の周知を自動車整備分野特定技能協議会を通じて行った。 航空分野においては、出入国在留管理庁が主催のマッチングイベントについて、関係事業者に周知した。 宿泊分野においては、更なるマッチングの促進を図るため、宿泊分野事業者に対して、マッチングイベント等の周知を宿泊業界4団体を通じて行った。	各分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。
		農林水産省	農業分野では、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援を着実に実施するため、実習が継続困難となった技能実習生等の情報を業界団体等を通じ農業者等に提供している。 漁業分野では、帰国困難な場合の在留延長や他分野において実習が継続困難となった技能実習生等の雇用維持支援について、特定技能協議会の構成員である業界団体へ周知を実施した。 漁業分野では、出入国在留管理庁が主催のマッチングイベントについて、特定技能協議会の構成員である業界団体への周知を実施した。 飲食物品製造業・外食業の2分野共同で、外国人及び外国人を受け入れる事業者向けの相談窓口(8か国語対応)を設置した。受入れ・環境整備・人材育成等の優良事例の情報を提供した(再掲: 施策番号8)。また、コロナ禍により解雇・帰国困難となった他分野の外国人多数が飲食物品製造業分野特定技能試験の受験を要望したため、国内試験の席数を急遽増加した。(年度の当初計画3,000席→7,000席)	農業分野では、引き続き実習が継続困難となった技能実習生等の情報を業界団体を通じ農業者に提供していく。 漁業分野では、他分野の事例等を踏まえ、制度所管庁と連携し必要に応じ取組を実施する。 飲食物品製造業・外食業におけるマッチングについては、民間の職業紹介事業者の取組を基本としつつ、他分野の事例も踏まえ、必要に応じて支援を検討する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
15	<p>特定技能制度における技能試験及び日本語試験を国内外で円滑に実施する観点から、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな日本語試験の活用を検討するとともに、特定技能制度における日本語試験の不正防止を徹底し、適正な実施を図る。</li> <li>技能試験及び日本語試験の実施の方向性として、技能試験について、分野所管省庁等と連携の上、海外は、試験実施国・試験実施回数を拡大、国内は、地方都市での実施・試験実施回数の拡大を検討するとともに、日本語試験について、技能試験の実施状況や人材受入れニーズ等を踏まえて実施を推進する。ただし、国外試験・国内試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、実施を図る。</li> </ul> <p>[法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省]</p>	法務省	<p>国内試験については、令和2年4月1日以降、受験資格者の拡大を行った上で、令和2年6月9日以降、技能試験の実施主体(試験実施主体)に対し、令和2年度の受験料の2分の1を乗じた金額を助成する、特定技能試験実施費補助金の活用を分野所管省庁に促すことにより、試験が実施されている。</p> <p>また、海外試験については、試験実施国政府からの要請を踏まえ、令和2年度から分野所管省庁の協力の下、試験実施計画を策定の上、7か国(フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、インドネシア及びタイ)に送付しており、試験実施が着実になされることを期待している。</p> <p>加えて、国外試験・国内試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、令和2年9月23日付け事務連絡「国内外実施試験における新型コロナウイルス感染症対策について(依頼)」を分野所管省庁等に発出の上、令和2年5月25日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や令和2年6月19日付け特定非営利活動法人全国検定振興機構「民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、試験実施国における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等を考慮するよう促している。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の収束を見据えつつではあるが、試験実施国等の拡大の推進などを行うことにより、特定技能制度が深刻な人手不足の解消策として活用される制度となるよう、分野所管省庁と連携し、対応していく。</p>
		外務省	<p>国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の不正対策については、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督者の配置、試験監督者の研修、厳正な本人確認によるなりすまし防止、持ち物管理の徹底などの対応を行っている。</p> <p>日本語能力試験(JLPT)の試験当日の不正対策については、従前より、国際交流基金(JF)が定める実施要領に基づき、現地試験実施機関が対応を行っている。</p> <p>JLPTの証明書等については、令和2年12月試験実施分より、海外受験者分の「日本語能力認定書」に更なる偽造対策を施した。</p> <p>日本語試験については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に照らしつつ、可能な限り実施した。</p>	<p>JFT-Basicについては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、技能試験の実施状況や人材受入れニーズ等を踏まえて実施を推進する。</p>
		厚生労働省	<p>介護分野においては、令和2年12月時点で、海外7か国及び国内47都道府県で技能試験を実施。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、引き続き海外及び国内で技能試験を実施していく。</p>
		経済産業省	<p>製造分野特定技能1号評価試験の国内試験については、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で、令和2年度に国内6か所(東京都・神奈川県・愛知県・大阪府・広島県・福岡県)にて実施している。海外試験については、令和元年度にインドネシアにおいて製造分野特定技能1号評価試験を実施した。令和2年度は、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国や新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上での試験実施の検討を進めている。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮しながら、引き続き国内で技能試験を実施する予定である。また、海外試験については、試験実施対象国における新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、実施可能な状況になれば速やかに実施する。</p>
		国土交通省	<p>(建設分野) 国内試験について、令和2年8月及び9月に特定技能評価試験を実施した(富士教育訓練センター)。 【再掲】施策番号8で記載</p> <p>海外試験について、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国や新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上での試験実施の検討を進めている。新型コロナウイルスの影響により令和元年度延期としていたフィリピン、訓練準備を進めているベトナムにおいて、令和2年度内の技能試験実施に向けて調整中である。</p>	<p>建設分野では、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、受入れニーズも踏まえて、海外及び国内で技能試験を実施していく。</p>
		国土交通省	<p>(造船・船用工業分野) 令和2年度は、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国や新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上での試験実施の検討を進めている。</p>	<p>造船・船用工業分野では、引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、受入れニーズも踏まえて、海外及び国内で技能試験を実施していく。</p>
		国土交通省	<p>(自動車整備分野) 国内試験については、令和2年9月から全国47都道府県において試験を実施している。国外試験については、フィリピンで継続実施している。</p>	<p>自動車整備分野では、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、受入れニーズも踏まえて試験国の拡大を検討していくとともに、国内試験においても、引き続き全国47都道府県にて実施していく。</p>
		国土交通省	<p>(航空分野) 令和2年度は、国内試験については、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を措置を講じた上での試験実施を進め、国外試験については、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国の検討を進めた。</p>	<p>航空分野では、新型コロナウイルスの感染状況及び人材受入れニーズを考慮しながら、引き続き海外及び国内での評価試験を実施していく。</p>
		国土交通省	<p>(宿泊分野) 国内試験については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、令和2年7月より2か月おきに試験を進め、国外試験については、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、試験実施国の検討を進めた。</p>	<p>宿泊分野では、引き続き新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ、国内試験を進めていく。国外については、ニーズ及び、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しつつ検討を進めていく。</p>
		農林水産省	<p>農業分野では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ実施をしており、国外ではフィリピン、インドネシア、カンボジア、タイで実施している。また、国内では昨年度と同様に全国47都道府県約140都市において試験を実施している。</p> <p>漁業分野では、漁業者等の要望を踏まえ国外試験として、インドネシアにおいて昨年を上回る回数の技能試験の実施を進めている。</p> <p>飲食品製造業分野の国内試験では、新型コロナウイルス感染症対策を十分に施し、9月に全国6都市、11月に全国7都市で開催したところ、合計約4,000名が受験した。国外は、フィリピン、インドネシアで継続実施するも、新規の実施国はなかった。</p> <p>外食業分野の国内試験では、新型コロナウイルス感染症対策を十分に施し、9月に全国6都市、11月に全国7都市で開催したところ、合計約6,000名が受験した。国外は、カンボジア、フィリピン、ミャンマーで継続実施したほか、インドネシア、タイで新規に実施した。</p>	<p>農業分野では、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、受入れニーズも踏まえて試験国の拡大を検討していくとともに、国内試験においても、引き続き全国47都道府県約140都市にて実施していく。</p> <p>漁業分野では、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、国内外における特定技能試験を実施していく。</p> <p>飲食品製造業・外食業の2分野とも、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により試験実施都市の拡大は難しいが、感染予防対策を施しながら、1月に全国8か所程度で国内試験を実施する予定。国外の試験実施国拡大については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、今後検討していく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
16	法務省ホームページにおいて特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を多言語で一元的に提供していく。試験情報に係る関係機関のホームページの多言語化を進めるなど、外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させる。〔法務省〕	法務省	法務省ホームページにおいて掲載している特定技能制度における試験実施予定一覧表について、定期的に最新の情報に更新しているところ、現在、特定技能制度の活用促進を目的として、特定技能総合支援サイトを運営しており、同サイト及び法務省ホームページに多言語化した試験実施一覧表を掲載すべく、調整している。	試験実施予定一覧表の多言語化ができ次第、法務省ホームページにおいて掲載予定である。
17	適正かつ円滑な送出し及び受入れの確保のため、MOC作成国等と定期又は随時に協議を行うための体制構築を行う。〔法務省、外務省〕	法務省 外務省	【法務省、外務省】 特定技能制度の運用状況等についてテレビ会議で協議を行う体制を構築するなど、特定技能MOCを作成した国との間で協議を進めている。	今後も、テレビ会議等を活用しつつ特定技能MOCを作成した国との情報連携及び協議を着実に進める。
18	日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報酬が増えていくことを示すことや、帰国後にどのような活躍ができるのかなど、分野別の協議会等において、積極的にキャリアパスの明確化を図る。〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等〕	厚生労働省	令和2年度から「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査事業」を開始しており、本委託調査事業において、ビルクリーニング分野における特定技能外国人のキャリアパスの明確化を図る手段等の検討を行うために必要な基礎資料を作成しているところである。	本委託調査事業でまとめた基礎資料に基づき、協議会等においてビルクリーニング分野における特定技能外国人のキャリアパスの明確化を図る手段等の検討を進めることとしている。
		経済産業省	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会での周知に向け、受入れ企業等での取組状況について情報収集を行っている。	情報収集の結果を集約・検討し、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会での周知を行う。
		国土交通省	造船・船用工業分野においては、特定技能外国人等の受入れを行っている企業が実施している取組及びキャリアパスの事例を造船・船用工業分野特定技能協議会において周知することにより、外国人材のキャリアパスの明確化を図っている。	引き続き、造船・船用工業分野特定技能協議会において、情報収集・周知に努め、キャリアパスの明確化を図る。
			自動車整備分野においては、外国人材のキャリアパスの明確化を図るため、自動車整備事業者に対し、自動車整備分野特定技能協議会による特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨の周知等を行っている。	引き続き、自動車整備分野特定技能協議会において、情報収集を努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。
			航空分野においては、社内資格の取得等によるキャリアパスの明確化などについて、航空事業者へのヒアリングを行うなど、情報や事例を整理して、協議会にて検討を行うこととしている。	引き続き、航空分野特定技能協議会において、情報収集に努め、特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知等を行う。
		農林水産省	農業分野では、令和2年度予算により事業実施主体が優良事例を収集し、受入れ機関や関係団体等に対する周知を予定している。 漁業分野では、日本人と同等報酬等の情報を含む外国人材の受入れの優良事例を調査し、特定技能協議会の構成員への共有を実施した。	農業分野における優良事例について、分野別の協議会等にて周知を行っていく。 漁業分野では、引き続き、外国人材の雇用年数や技能等を高めることにより報酬を増やす取組を行っている受入れ機関等について情報を収集し共有していく。 飲食料品製造業・外食業の2分野については、食品産業特定技能協議会の運営委員会、部会での議題とするか、今後検討する。
19	建設分野における特定技能外国人の適正就労監理について、「建設キャリアアップシステム等を活用して、外国人建設就労者の適正就労等を推進する」(「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議決定))との方針に基づき、適切に対応する。〔国土交通省〕	国土交通省	マイナンバーカード・マイナポータルとの連携による効率化、建設キャリアアップシステム登録申請や在留資格の確認等の効率化に向けて、建設キャリアアップシステムのシステム整備等、連携に向けた環境整備を進めている。	引き続き、対応を進める。
20	介護分野においては、経済連携協定(EPA)、技能実習、在留資格「介護」、特定技能等、様々な受入れ方法があることから、引き続き、各制度の要件、関係性、キャリアパス等の周知に努めるほか、外国人介護人材の育成やキャリア支援についての実態を把握し、好事例の周知を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」を作成し、厚生労働省のホームページで公表した。	引き続き、「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」の周知に努める。
21	受入れ機関による在留諸申請等が円滑になされるよう、引き続き誤記入例やよくある疑問点等を的確に把握・分析した上で、申請書の記載例や留意点をより分かりやすいものに充実させて周知するなど、受入れ機関や登録支援機関にとって分かりやすい申請手続きに努める。〔法務省〕	法務省	制度施行後に多く寄せられた問合せの内容等を踏まえ、法務省ホームページに掲載している申請書記載例を充実させたほか、誤記載等を防止するための申請様式の改善を図るなどの措置を講じた。	引き続き、寄せられる意見等を踏まえて、円滑な申請に資するための方策を検討・実施する。
22	特定技能に係る受入れ分野の追加については、分野を所管する行政機関において、当該分野での人手不足状況が深刻であること、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要であることを具体的に示し、法務省等の制度関係機関において適切な検討を行う。 また、特定技能2号については、現在、建設及び造船・船用工業の2分野が対象となっており、今後、分野を所管する行政機関において、人材の確保のみならず職業能力の向上を図る観点から、必要に応じ特定技能2号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討を推進する。〔法務省〕	法務省	現時点で、特定産業分野の追加及び特定技能2号の対象拡大がなされている状況にはないが、分野を所管する行政機関において適切に検討がされている。	特定産業分野の追加及び特定技能2号の対象拡大について、分野を所管する行政機関から法務省に申入れがなされた場合には、関係省庁と連携し、適切に対応する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
23	特定技能外国人等受入(予定)施設等に対して、特定技能外国人等が介護現場で日本人職員や利用者と円滑にコミュニケーションを図るために必要な取組や介護福祉士を取得するために必要な学習支援に関する取組等について、必要な経費についての助成を可能とする。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和2年度から、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、都道府県が外国人介護人材とのコミュニケーション支援や介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援等を実施する外国人介護人材受入れ施設等に対し、必要な経費を助成するための事業を創設した。	引き続き、外国人介護人材の受入れ環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。
24	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において決定された、コールセンター等相談窓口の設置や説明会・マッチングイベントの開催など、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置を着実に実施する。それらの実施状況も踏まえつつ、「特定技能」での就労を希望する国内外の外国人や受入れを希望する機関に対し、特定技能制度について分かりやすくきめ細やかな周知・広報を行うための取組の実施を検討する。〔法務省〕	法務省	出入国在留管理庁においては、コロナ禍における特定技能制度活用促進策として、特定技能総合支援サイト、コールセンターの運営のほか、全国で制度説明会やマッチングイベントを行っている。また、特定技能制度に関する外国人向け・事業者向けのガイドブックを作成し、法務省ホームページや特定技能総合支援サイトに掲載している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で、解雇等により就労の継続が困難となった元技能実習生等が、特定技能での就労を希望する場合、最大1年間、特定産業分野において特定技能での就労に必要な技能を習得するための在留活動を許可するといった雇用維持支援を行っているところ、10月21日からは、同支援策に関する求人・求職者情報を公表している。	今後も各事業を適切に運用していくほか、特定技能総合支援サイトにおいて特定技能制度に関する周知を図っていく。
25	介護等に携わる人材が、日本国内での生活・就労・技能実習に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施を検討する。〔内閣官房(健康・医療戦略室)〕	内閣官房 (健康・医療戦略室)	介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテスト(介護のための日本語テスト)の運用・審査に関する検討会を開催。左記のテストに求められる基準を作成し、試験実施主体の募集、審査を行っている。	引き続き、左記の取組を実施する。
26	ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成やボランティア事業等を通じ、送出国機関を補完するための支援、日本の資格認定制度を念頭に置いた人材育成支援並びに特定技能及び技能実習制度の紹介を実施する。〔外務省〕	外務省	インドネシアの農業分野に関し、公的送出国機関と協働して人材送出しに係る支援を実施中である。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で現地での指導が難しいため、E-Learningコンテンツを活用し、遠隔で研修を実施している。カンボジアやミャンマーの現地職業訓練校への支援を通じた人材育成と日本での受入れについて、具体的な検討を開始した。東・中央アジア、東南アジア地域等9か国に設置されている日本人材開発センターにおいて、ビジネス人材の育成の一環として送出国機関を補完する支援を実施。国内の自治体と連携した日本企業向け人材活用フォーラムを開催したほか、日本の技能実習制度や特定技能制度の紹介・周知を目的としたEラーニングコンテンツの制作に着手している。	引き続き、インドネシアへの支援を実施するとともに、カンボジアやミャンマーについては、新型コロナウイルス感染症の推移を見つつ、関心のある業界団体や自治体等の意向を踏まえ、具体的な協議を行う。  日本人材開発センターについては、国内自治体と連携したセミナー、ジョブフェア等の開催を目指す。また、Eラーニングコンテンツによる日本の技能実習制度や特定技能制度広報や来日前の人材育成を強化する。
27	特定技能制度の円滑な運用のため、人材受入れのニーズの高い国の言語による広報動画及びパンフレットの作成等を行い、送出国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。〔法務省、外務省、厚生労働省〕	法務省	特定技能のパンフレットを多言語化し、ホームページ掲載を行った。「特定技能」について分かりやすく説明した動画をホームページに掲載した。特定技能総合支援サイトを開設し、13言語で制度の周知を図っている。また、特定技能制度に関する外国人向け・事業者向けのガイドブックを作成し、法務省ホームページや特定技能総合支援サイトに掲載している。	「特定技能」について分かりやすく説明した動画について、令和2年度中に英語版の掲載を行う。 ガイドブックの多言語化のほか、広報用動画を作成し、サイトに掲載する。
		外務省	令和2年度予算にて、SNS等を通じて受入れニーズの高い国における啓発、広報を行う。受入れニーズの高い国のSNS広告へ掲載する各国言語の字幕を付した広報動画を制作、また外務省ホームページにおける特定技能制度に係るページ(各国言語ページあり)の改定に向け、準備を進めている。	令和2年度中に、外国人材の特定技能に対する関心を喚起するための広報動画を制作するとともに、同制度に関する外務省ホームページのコンテンツを刷新する。併せてこれらの動画・コンテンツについてSNSや在外公館等を通じて周知する。
		厚生労働省	外国人雇用管理指針の多言語への翻訳を行っている。	引き続き、外国人雇用管理指針の翻訳を進めるとともに、翻訳した指針について、順次、厚生労働省や在外公館のホームページ等で公表する。
28	就労を希望する外国人や外国人の雇用を希望する企業に対して、効果的に特定技能制度を周知する観点から、在外公館と連携しつつ、海外(地方都市を含む。)において、外国人本人や送出国機関等を対象に特定技能制度に係る説明会を分野所管省庁とともに実施する。あわせて、国内においても、地方都市を巡回し外国人本人、受入れ企業等対象別に説明会を分野所管省庁とともに開催する。〔法務省、外務省〕	法務省 外務省	【法務省、外務省】 出入国在留管理庁において、コロナ禍における特定技能制度活用促進策として、外国人向け・事業者向けの制度説明会を全国で行っている。	新型コロナウイルス感染症の推移を見つつ、海外においても制度説明会を実施すべく、必要な調整を行っていく。
29	技能実習の在留資格について、不適切な送出国機関の関与の排除等を目的とした二国間取決め等の作成に至っていない中国等の送出国について、引き続き協議を進め早期の作成に努める。〔法務省、厚生労働省、外務省〕	法務省	【法務省、厚生労働省、外務省】 中国との間の二国間取決めについては、可能な限り早期の作成を目指して、現在、鋭意、協議を進めている。	【法務省、厚生労働省、外務省】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響を踏まえつつ、中国との間の二国間取決めについて、可能な限り早期に作成する。
		厚生労働省		
		外務省		

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
30	「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕	外務省 法務省 厚生労働省 警察庁	【外務省、法務省、厚生労働省、警察庁】 特定技能MOCに基づき、保証金の徴収や違約金の設定などを行う悪質な仲介事業者等を把握した際には、相手国政府との間で問題解決のために必要又は有益な情報を共有している。 また、特定技能制度の運用状況等についてテレビ会議で協議を行う体制を構築するなど、特定技能MOCを作成した国との間で協議を進めている。 また、特定技能MOCの作成に至っていない国で送出しが想定されるものとの間でも、署名に向けた交渉に取り組んでいる。	今後も、諸問題を把握した際には、遅滞なく送出国に対して通報するとともに、テレビ会議等も活用しつつ特定技能MOCを作成した国との情報連携及び協議を着実に進める。 特定技能MOCの作成に至っていない国については、署名に向けて、交渉を引き続き進める。
31	技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについても、政府間文書を作成した国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申し入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書の作成に至っていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。〔外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省〕	外務省 法務省 厚生労働省 文部科学省	ベトナムとの間では、留学生の受入れに関する協力覚書を作成し、令和2年は5月に現地で政府間協議を実施した。在ベトナム大使館における査証審査で判明した不適切な留学生の斡旋機関等の情報について、相手国政府に対して情報提供を行い、対応を申し入れ済みである。 悪質な仲介事業者を排除し、適切な外国人の受入れがなされるよう、当該事業者の情報を把握するため、令和2年度中に、一部の在留資格に係る在留資格認定証明書交付申請書についても記載欄を変更すべく出入国管理及び難民認定法施行規則の改正を進めている。 関係省庁との連携体制を構築している。 関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。	引き続き、必要に応じて相手国への申し入れや情報交換を行い、関係省庁との連携を密にする。 出入国管理及び難民認定法施行規則を改正するための所要の準備を進め、悪質な仲介事業者の把握に努める。 引き続き、関係省庁と連携し、適切に対応する。 引き続き、関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っていく。
32	留学生について、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するため、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者等を当該国の政府に通知するとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合には我が国においてその通知を受ける仕組みの構築に向けた取組等を進める。加えて、不法滞在者や資格外活動違反者等が多く利用していた仲介事業者を利用している場合は、在留資格認定証明書交付申請における審査に当たり、日本語能力や経費支弁能力等に係る書類の提出を求めるほか、必要に応じて高校卒業事実の確認のため、関係国の協力を得て、卒業証明書に公的機関の認証を求めるなど、審査の厳格化を検討する。また、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者を当該国の政府に通知し、必要に応じ当該事業者への対応がなされるよう申し入れを行う。〔法務省、外務省〕	法務省 外務省	平成30年9月に在留資格認定証明書交付申請書に新設した「仲介業者又は仲介者」に係る欄を参考に、不法残留者等が多く利用していた仲介事業者等の把握に努めている。 法務省より在留資格認定証明書交付等の機会に把握される外国の悪質な仲介業者関連の情報提供を待っている状況である。	引き続き、不法残留者等を多く発生させている悪質な仲介事業者等の把握に努めるとともに、外国政府との情報連携の仕組みの構築に向けた取組や、当該事業者を利用している場合の在留資格認定証明書交付申請に係る審査の厳格化の検討を進めていく。 法務省からの情報提供を受け、当該国政府に通知、必要に応じた申し入れを実施する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
33	法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。〔法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省〕	法務省	技能実習制度においては、外国人技能実習機構と都道府県警察及び地方出入国在留管理局の間で相互通報制度を構築し、必要な情報共有を行っている。また、外務省と連携し、国内外の悪質な仲介事業者等の情報を、送出国政府からの情報提供等により収集のうえ、外国人技能実習機構に提供している。 特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認することとしている。 また、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めが作成された場合には、これに基づき、相手国政府との間で悪質な仲介事業者等に関する情報共有を行っている。	引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用するとともに、情報連携の枠組みを活用し、相手国政府や関係省庁と連携して悪質な仲介事業者等の排除に努めていく。
		厚生労働省	技能実習制度においては、外国人技能実習機構と都道府県警察及び地方出入国在留管理局の間で相互通報制度を構築し、必要な情報共有を行っている。また、外務省と連携し、国内外の悪質な仲介事業者等の情報を、送出国政府からの情報提供等により収集のうえ、外国人技能実習機構に提供している。	引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用するとともに、情報連携の枠組みを活用し、相手国政府や関係省庁と連携して悪質な仲介事業者等の排除に努めていく。
		警察庁	・把握した悪質な関係事業者等に関する情報を法務省等の関係機関に提供している。 ・警察と外国人技能実習機構との間において、相互に必要な情報を共有するための通報要領を定めた「外国人技能実習機構との情報共有について（通達）」（令和元年7月10日付け警察庁丁保発第60号）に基づき、相互に必要な情報の共有を実施している。	今後も把握した関係事業者等に関する情報を関係省に提供するとともに、左記通達に基づき、警察と外国人技能実習機構との間において、相互に必要な情報の共有を図る。
		文部科学省	関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。 【再掲】施策番号31で記載	引き続き、関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。 【再掲】施策番号31で記載
		外務省	在外公館が入手した悪質な仲介事業者に関する情報等を関係省庁及び外国人技能実習機構と相互提供している。	引き続き、関連情報を得た場合には、関係省庁及び外国人技能実習機構に提供する。
34	法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。 法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕	外務省	悪質な仲介事業者や留学斡旋機関等の情報を把握した際には、相手国政府へ情報提供を行い、対応を申し入れ、また、係る情報を関係省庁に共有した。	引き続き、必要に応じて相手国への申し入れや情報交換を行い、また、関係省庁との連携を密にする。
		法務省	技能実習制度においては、これまでに相手国政府に対して、二国間取決めに基づき、不適正な行為の疑いのある送出国機関について通報し、厳正な処分を申し入れているとともに、相手国からの通報を受け、審査や実地調査に役立てている。また、外国人技能実習機構において実地検査等の取組を継続して行っており、検査の結果、重大・悪質な違反が認められた場合は、主務省庁において監理団体に対する行政処分を行うなど厳正に対処している。 特定技能制度においては、平成31年3月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認することとしている。 また、外国政府との情報共有の枠組みの構築を目的とする二国間取決めが作成された場合には、これに基づき、相手国政府との間で悪質な仲介事業者等に関する情報共有を行っている。	引き続き、各種規定を適正かつ円滑に運用するとともに、情報連携の枠組みを活用し、相手国政府や関係省庁と連携して悪質な仲介事業者等の排除に努めていく。
		厚生労働省	技能実習制度においては、これまでに相手国政府に対して、二国間取決めに基づき、不適正な行為の疑いのある送出国機関について通報し、厳正な処分を申し入れているとともに、相手国からの通報を受け、審査や実地調査に役立てている。また、外国人技能実習機構において実地検査等の取組を継続して行っており、検査の結果、重大・悪質な違反が認められた場合は、主務省庁において監理団体に対する行政処分を行うなど厳正に対処している。	引き続き、二国間取決めの枠組みを通じ、不適正な送出国機関の情報提供を行い、相手国政府による厳正な対応を求めていく。 また、各種規定に基づき、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な運用を行っている。
		警察庁	出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等についても積極的な取締りを実施している。	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえながら検証を行い、引き続き関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。
		文部科学省	関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。 【再掲】施策番号31で記載	引き続き、関係省庁と連携して国内外の悪質な事業者等に関する情報共有を行っている。 【再掲】施策番号31で記載
35	外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組や外国人との共生社会の実現のための受入れ環境整備等に関して情報共有・意見交換をすすめるため、国際会議を開催するなど、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図る。〔法務省〕	法務省	関係国等との連携強化を図るため、二国間等での情報共有・意見交換を実施した。また、国際会議の開催を含めた今後の取組につき検討・準備を行っている。	引き続き、二国間等での情報共有・意見交換を実施するとともに、国際会議の開催を含め、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図るための取組を進める。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
36	技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。〔法務省〕	法務省	在留資格「技能実習」に係る在留資格認定証明書交付申請の審査においては、悪質な仲介事業者の関与が認められた場合には、外国人技能実習機構とも情報共有しつつ、在留資格認定証明書の交付の適否について判断している。 特定技能制度においては、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」及び「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能外国人等に対し保証金等の不当な金銭の徴収が行われていないことを受入れ要件として規定した上で、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対し、保証金等の徴収は法令違反である旨の案内を入国前の事前ガイダンスとして行うよう明記している。また、地方出入国在留管理官署では、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、保証金及び高額な手数料等が徴収されていないことを厳格に確認している。	各種規定に基づき、外国人技能実習機構とも連携して、引き続き国内外の悪質な仲介事業者等の排除に努め、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。
37	職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	職業安定法に基づく指針において、職業紹介事業者は、自らの紹介により就職した者に対し、就職した日から2年間転職の勧奨を行ってはならないこと等を定め、周知啓発を行っており、それらに違反が認められた場合には厳正に指導を行うこととしている。	引き続き、左記の施策を継続し、違反が認められた場合には厳正に指導を行う等、適切に対応する。
38	在留外国人の5割以上が開発途上国出身者であることを踏まえ、開発途上国における労働政策を所掌する府省に対する技術協力を通じて、開発途上国の関係機関と日本側関係省庁、地方公共団体、関係団体等との連携を強化するとともに、開発途上国の送出し機関の監督能力向上を図り、適切な受入れ手続を促進する。〔外務省〕	外務省	ベトナム労働・傷病兵・社会問題省に対する技術協力を案件形成中である。	ベトナム政府と調整し可能な限り早期のタイミングで専門家派遣に向けた目途をつける。 また、ベトナム以外の複数の開発途上国を対象に、労働政策所管官庁及び送出し機関へのヒアリング等を通じて情報収集・分析し、将来の協力の可能性／方向性を検討する。
39	日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、国際交流基金において、日本語能力試験の開発・実施で培った知見を活用して新たに開発したCBT(Computer Based Testing)形式による「国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)」を、人材受入れのニーズ等を踏まえ実施を推進する。〔外務省〕	外務省	「特定技能1号」で在留する外国人に求める日本語能力として法務省が示した水準に達しているか否かを判定するCBT方式のJFT-Basicを開発し、平成31年4月から実施している。令和2年11月末までに、人材受入れのニーズが高い9か国(インドネシア、タイ、ミャンマー、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、モンゴル、ネパール)の内、モンゴル、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ネパール、タイで実施し、計14,900人の受験者があり、5,543人が合格した。	今後も、人材の受入れのニーズが高い9か国のうち試験実施環境の整った国で、奇数月にJFT-Basicを実施する。
40	「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「JF日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材の開発及び普及を進める。〔外務省〕	外務省	国際交流基金においては、日本での生活場面で求められる基礎的な日本語コミュニケーション力をCan-do Statement(「～できる」という課題遂行力を表す形)で記述した、「JF生活日本語Can-do」を開発し、令和元年8月末に公開した。 また、「特定技能」を始めとして就労のために来日する外国人が、来日後の当面の生活に支障を来さない程度の日本語能力を習得できる教材として、『いろいろ 生活の日本語』を作成、初級編を令和2年3月末に、同教材の入門編を令和2年11月末にインターネット公開している。	『いろいろ 生活の日本語』(初級編)について、人材受入れのニーズが高い9か国の言語への翻訳と、各国においてオンラインセミナー等の普及活動を実施する。
41	現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本からの日本語教育の専門家を派遣し、開発したカリキュラムと教材を活用しつつ、効率的・効果的な日本語教育活動が可能な現地教師の育成を進める。〔外務省〕	外務省	国際交流基金では令和2年度、海外42か国120ポストに日本語教育専門家を長期派遣し現地教師育成を進めている。 このうち、人材受入れのニーズが高い9か国においては、現地教師を対象に、新教材『いろいろ』を活用した教授方法や各地の状況を踏まえた助言・指導等を行った。 また、令和元年度には計81名の現地教師を招へいして日本で集中的な研修を実施した。	日本語教育専門家の派遣と現地教師を対象にした助言・指導等の活動を、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、継続する。令和2年度の現地教師の訪日研修は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止したが、オンライン研修を企画し、開始している。人材受入れのニーズが高い9か国における現地教師育成の集中的な取組は令和3年度まで実施する。
42	各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対して支援(教材調達、教師の確保等)するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成・派遣し教育機関への巡回指導・支援を行う。〔外務省〕	外務省	国際交流基金において、各国の日本語教育機関の活動に対する支援プログラムについて、支援対象となり得る機関・団体等に行ったヒアリング調査等を踏まえて制度設計し、令和元年9月から支援事業を開始した。 日本人支援要員(生活日本語コーディネーター)については、令和元年度は10名を採用・派遣、令和2年度は8名を採用し、11月から派遣を開始している。	今後も、支援事業を実施すると共に、日本人支援要員による現地セミナーや派遣した日本語教育専門家の協力を得た地方巡回指導を実施する。
43	日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図るほか、我が国の文化及び社会の魅力発信や交流のための取組を推進する。〔外務省〕	外務省	国際交流基金は、東南アジア以外の国々においても、これまでの事業成果を踏まえ、各国の日本語教育基盤に資する事業の実施、世界中の日本語学習者が利用可能な学習教材や信頼性の高い総合的な能力評価のための試験の提供等を、令和2年度も継続して実施している。また、日本語パートナーズ派遣事業、海外における日本映画祭、日本のテレビ番組の提供事業等その他の文化交流事業により、対日関心の喚起と日本理解の推進に取り組んでいる。	日本語教育専門家の派遣による各国の日本語教師育成を進めるとともに(【再掲】施策番号41)、93か国(地域)292の日本語教育機関とのネットワークを通じて各国の日本語教育基盤強化を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、オンラインも活用しながら、引き続き、日本語パートナーズ派遣事業、公演や展示、映画祭等の多様な文化交流事業の実施を通じ、日本の魅力を発信する。
44	国際協力機構(JICA)が実施する日系社会に対する日本語やビジネスマナー等の講座の開設、カリキュラムやテストの作成、講師派遣等の支援により、「日系四世の更なる受入制度」の活用を促進し、来日した日系人が日本社会に受け入れられやすくとともに、帰国後の日系人と日本との連携を強化する。〔外務省、法務省〕	外務省	法務省が定める「日系四世の更なる受入制度」の要件となり得る日本語能力習得のための講座を現地日本語学校と連携しながら開設すべく準備を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で現地日本語学校が一部休止しているため、講座開設に向けた準備が中断している。	現在、新型コロナウイルス感染症の影響で現地日本語学校が一部休止しているため、講座開設に向けた準備が中断している。活動が開始された後には、教材や講師派遣等、側面支援を行う。
		法務省	「日系四世の更なる受入制度」について、更なる制度利用の促進を図るため入国時等の日本語要件を緩和することとし、特定活動告示を改正するためのパブリックコメントを1月22日に開始した。	パブリックコメント結果を踏まえ、年度内に告示改正予定。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
45	<p>外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備するための支援を開始し、対象を全地方公共団体に拡大した。</p> <p>また、地域の実情に応じた対応が可能になるよう新たに複数の地方公共団体の広域連携による一元的相談窓口の設置・運営も外国人受入環境整備交付金の交付対象とした。引き続き、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応(11か国語以上)等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により財政的に支援する。今後、地方公共団体からの要望等を踏まえ、交付金の対象範囲の見直しについて検討する。また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を実施し、その知識の更なる涵養を図る。さらに、地方出入国在留管理官署職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じる。</p> <p>加えて、全国に配置されている受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化する。〔法務省〕</p>	法務省	<p>一元的相談窓口の機能向上及び他の相談窓口の取組状況等の情報の共有のため「一元的相談窓口運営の参考」を作成し、地方公共団体と共有している。</p> <p>地方公共団体等への講師派遣や相談業務に関する研修等を実施：令和元年度 378回、令和2年4～9月 18回</p> <p>外国人在留支援センター(FRESC)において、令和2年10月に地方公共団体職員等を対象とした多文化共生施策に関する研修を実施している。</p> <p>相談窓口に寄せられた相談内容等について、おおむね四半期ごとに好事例を取りまとめ、地方公共団体に展開している。</p> <p>地方出入国在留管理官署職員の派遣：令和元年度 27の地方公共団体に計101回、令和2年4～9月 41の地方公共団体に計78回派遣</p>	<p>地域における取組状況等の情報収集、地方公共団体に対する情報提供、研修等の支援等を充実・強化する。</p> <p>引き続き、受入環境調整担当官をはじめ、地方公共団体職員等に対する研修を実施する。</p> <p>交付金の対象範囲の見直しについては、地方公共団体からの要望等を踏まえ検討を行い、対応する。</p>
46	<p>「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、留学生の受入れ促進・就職、高度外国人材の受入れ促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人の在留支援に関する拠点(外国人在留支援センター)を令和2年7月に設置する。同センターにおいて、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行結果等を踏まえ、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施することを検討する。また、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を開催する。あわせて、同センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図る。〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕</p>	<p>法務省</p> <p>外務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>経済産業省</p>	<p>【法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省】</p> <p>令和2年7月6日、新宿区のJR四ツ谷駅前にある「コレ四谷」ビルに「外国人在留支援センター(FRESC)」を開所し、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用や定着、活躍に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を開催している。</p> <p>出入国在留管理庁においては、主に在留資格に係る相談に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困っている外国人からの相談に多言語かつ無料で対応するヘルプデスクを設置し、令和2年9月1日から運営している。また、地方公共団体の多文化共生業務担当者に対して、令和2年10月に研修を実施し、地方公共団体向けの通訳支援の試行の実施について検討中である。</p> <p>日本司法支援センター(法テラス)においては、外国人在留支援センター(FRESC)の入居機関と連携を進め、法的トラブルを抱える外国人に対し、問合せに応じて日本の法制度や相談窓口に関する情報を提供するなどした。</p> <p>法務省の人権擁護機関においては、外国人に対する人権問題を含む様々な人権問題について、人権相談、調査救済活動、人権啓発活動に取り組んでいる。</p> <p>外務省においては、我が国入国査証にかかる一般的な相談・照会に日本語及び英語で対応する外務省ビザ・インフォメーションを外部委託(民間企業)により設置し、令和2年7月1日から運営している。</p> <p>外国人特別相談・支援室においては、外国人高度人材等を雇用する事業主、外国人労働者を対象に、法令や労務管理に関する相談対応、事業場への訪問による支援、事業主を対象とした説明会を実施している。</p> <p>安全衛生班においては、外国人を雇用する事業主からの外国人労働者の安全衛生教育等に関する相談や、通訳を配置し外国人労働者からの相談に対応している。また、外国人労働者を雇用する事業主等向けの「外国人労働者安全衛生管理マニュアル(仮称)」を作成中である。</p> <p>東京外国人雇用サービスセンター(ハローワーク新宿の一部門)においては、高度外国人材や留学生等の個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うとともに、入居機関と連携し就職面接会や求職者向け就職支援セミナー等を開催している。また、令和2年11月に上智大学とハローワーク新宿が、全国初となる「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」を締結し、留学早期からその後の就職・定着まで一貫してサポートする取組を開始した。</p> <p>日本貿易振興機構(ジェトロ)においては、外国人在留支援センター(FRESC)にて、同センターの入居機関と連携しつつ、高度外国人材の採用、育成、活用などに関する個別企業への相談対応や、情報提供のためオンラインセミナー(外国人在留支援センター(FRESC)から配信)などの支援を行っている。</p>	<p>引き続き、共生社会の実現のための環境整備を一層進めていくため、外国人在留支援センター(FRESC)の入居機関が連携しながら、外国人の在留を効果的に支援する。</p> <p>出入国在留管理庁においては、地方公共団体の多文化共生業務担当者に対する研修を引き続き実施するとともに、地方公共団体向けの通訳支援の試行結果等を踏まえ、通訳支援を実施することを検討する。</p> <p>日本司法支援センター(法テラス)においては、引き続き外国人在留支援センター(FRESC)の入居機関と連携を強化するとともに、外国人に対する法的支援の充実に努める。</p> <p>法務省の人権擁護機関においては、引き続き、外国人に対する人権問題を含む様々な人権問題について、人権相談、調査救済活動、人権啓発活動に取り組む。</p> <p>外務省においては、我が国入国査証にかかる一般的な相談・照会に引き続き対応するとともに、相談需要・状況等を踏まえ、人員体制及び対応言語の拡充について検討する。</p> <p>外国人特別相談・支援室においては、外国人高度人材等を雇用する事業主、外国人労働者を対象に、法令や労務管理に関する相談対応、事業場への訪問による支援、事業主を対象とした説明会を引き続き実施する。</p> <p>安全衛生班においては、令和2年度末までに、「外国人労働者安全衛生管理マニュアル(仮称)」の周知・啓発を図るための安全衛生管理セミナーを、全国14箇所にて開催する。令和3年度も引き続き、外国人を雇用する事業主や外国人労働者の相談対応、情報提供等の支援を行う。</p> <p>東京外国人雇用サービスセンターにおいては、引き続き、外国人在留支援センター(FRESC)の入居機関と連携し就職面接会や求職者及び事業主向けセミナー等を開催する。また、大学とハローワークの留学生就職支援協定の締結を進め、留学生の国内就職・定着を促進していく。</p> <p>日本貿易振興機構(ジェトロ)においては、外国人雇用サービスセンターをはじめとする外国人在留支援センター(FRESC)の入居機関と連携しつつ企業支援を継続する。FRESCにおいて育成定着講習会のオンライン配信(11月～12月)や、高度外国人材活躍推進プラットフォーム関係省庁連携セミナーを実施する(第4四半期で調整)。現在実施中の企業支援の内容をレビューし、今後の改善に繋げていく。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
47	外国人が、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携を促進し強化する。〔法務省、厚生労働省、文部科学省、総務省〕	法務省	行政機関における相談窓口の一覧を作成し、一元的相談窓口を展開するとともに、外国人生活支援ポータルサイトに掲載している。 相談窓口寄せられた相談内容等について、定期的に好事例を取りまとめ、地方公共団体に展開している。地方出入国在留管理局職員が地方公共団体等を往訪し情報収集した、地域の多文化共生施策等について、地方公共団体に展開している。	引き続き、地方公共団体に対して相談内容等の好事例の展開や制度の周知を行う。また、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体が運営する相談窓口が協力・連携するために必要な方策の検討を行う。
		厚生労働省	社会保険の意義を理解してもらったパンフレットを新たに作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施している。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施している。	引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。
		文部科学省	文部科学省と地方公共団体における相談窓口が連携するよう必要な情報共有等を実施している。	引き続き、必要な情報提供等を実施し、文部科学省と地方公共団体における相談窓口が連携していく。
		総務省	全国50か所の総務省行政相談センターのうち43センターにおいて、地方公共団体の多文化共生担当課、国際交流協会等といった外国人対応機関との連携及び継続的な協力関係の維持を図り、外国人相談者対応時の通訳協力、相談事案の提報のほか、意見交換や情報共有等を実施した。 本省においては、一般財団法人自治体国際化協会（クレア）多文化共生課及び外国人在留支援センター（FRESC）に、外国人相談対応における連携・協力を要請した。これに応じて、クレアが運営するポータルサイトに、全国の外国人向け相談窓口として「行政相談きくみみ」が掲載された。また、外国人在留支援センター（FRESC）が主催する外国人対応機関向けの研修会に、研修講師として参加を予定している。 外国人向けの相談窓口として、令和元年に開設した英語メールによる行政相談窓口では、新型コロナウイルス感染症関連の困りごとを含む英語による相談を受け付け、必要に応じて相談内容を関連府省に迅速に繋ぐ取組を行った。	引き続き、本省・各行政相談センターにおいて、外国人対応機関との連携・協力関係の強化を図る。 （具体例） ・本省及び各行政相談センター主催の外国人相談対応に係る勉強会等での講師・参加依頼 ・外国人からの相談対応のため、行政相談センターが開催する一日合同行政相談所等の相談会及び各種懇談会への参加を依頼

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
48	安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)について、「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版(14か国版及びやさしい日本語版)をポータルサイトに掲載したところ、今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。また、冊子化したやさしい日本語版を関係機関に配布等する。〔法務省(外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁)〕	法務省	「生活・就労ガイドブック」のやさしい日本語版である「生活・仕事ガイドブック」について、配付用の冊子版を作成した。全国の地方自治体に希望数のアンケートを実施した上で配付した。また、その他の出入国在留管理庁関係機関として、全国の地方出入国在留管理局、日本語教育機関及び大使館・領事館に「生活・仕事ガイドブック」の冊子版を配付した。他省庁用に関係機関配布用の冊子版データを提供済みである。	関係省庁との連携の下に、生活・就労ガイドブックを改訂する。
		外務省	作成済みの生活・就労ガイドブック(第二版)につき、在外公館へ共有を行った。	引き続き、在外公館を通じ、生活・就労ガイドブックの広報を行う。
		厚生労働省	「生活・就労ガイドブック」の作成・改訂に協力した。	作成したガイドブックの周知を行うとともに、引き続き、内容の拡充などに向けた協力をを行う。
		警察庁	施策内容を受けて「生活・仕事ガイドブック(やさしい日本語版)」の冊子版用データについて(事務連絡)〔令和2年8月6日付け〕を発出し、同冊子の配布及び活用を促した。	引き続き、本施策について出入国在留管理庁に協力する。
49	共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するため、有識者会議を開催し、やさしい日本語の活用に関するガイドラインを策定する。策定したガイドラインに基づき、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施を検討する。〔法務省、文部科学省〕	法務省	【法務省、文部科学省】 有識者会議(全4回)及びパブリックコメントを経て、令和2年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を公表した。 公表後に関係省庁、地方公共団体、関係機関への広報活動を実施した。 外国人在留支援センター(FRESC)内での自治体職員向けの研修において、やさしい日本語の講義を実施した。 令和2年11月中旬にYouTube法務省チャンネルにおいて「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の内容を紹介した動画を公開した。 政府広報番組を活用した広報の実施 令和2年12月に政府広報番組「宇賀なつみのそこ教えて！」内の「霞が関情報チェック」のコーナーにおいてやさしい日本語のガイドラインについて放送された。	やさしい日本語の普及を目指し、引き続きガイドラインの周知に努める。 ・地方公共団体との窓口役となる地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官にもやさしい日本語の研修を実施する。 ・都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者を対象とする連絡会議等において「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」について周知し活用することを促す。 ・地域の教室等でボランティアとして活動する日本語学習支援者に対して「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を活用した研修を実施する。
		文部科学省		
50	多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境が整備されたことを踏まえ、地方公共団体向け導入ガイドラインの策定等により多言語翻訳サービスの普及を推進する。さらに、多言語自動音声翻訳技術については、2025年大阪・関西万博も見据え、日常生活・行政手続・観光等の場面に加え、ビジネスや国際会議等での議論の場面も含め、日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、AIによる同時通訳の実現に取り組むとともに、今般の入管法の改正も踏まえ、特定技能外国人を含め、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。〔総務省〕	総務省	多言語翻訳サービスの普及を推進するため、令和元年度補正予算の「多言語翻訳の普及推進」において、地方公共団体向け導入ガイドラインの策定等に取り組んでいる。 2025年大阪・関西万博を見据え、AIによる同時通訳への発展など多言語翻訳技術の更なる高度化や、在留外国人に対応する観点から、重点対応言語を3言語(ネパール語、クメール語(カンボジア語)、モンゴル語)追加する15言語への拡大に向け、令和2年度予算の「多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発」を実施中である。	地方公共団体向け導入ガイドラインの策定等を通じて、多言語翻訳サービスの普及を推進する。 2025年大阪・関西万博を見据え、AIによる同時通訳への発展など多言語翻訳技術の更なる高度化や重点対応言語の拡大に向け、引き続き研究開発を推進する。
51	多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会が多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全省庁〕	全省庁	【総務省】 全国50か所の総務省行政相談センターの相談窓口「きくみみ」に配備した多言語自動音声翻訳機器及び翻訳アプリを導入したタブレット端末を、外国人からの相談の初期対応や広報活動に活用している。 また、本省及び一部センターにおいて、相談の受け手側である職員及び行政相談委員を対象とする研修の中で、多言語自動音声翻訳機器等の使用方法について説明を行い、利用促進を図った。	多言語自動音声翻訳の利用促進及び外国人の相談ニーズの適切な把握を目的とする研修・勉強会を開催し、外国人からの相談対応力の底上げを図る。
			【法務省】 一元的相談窓口における多言語対応を進めるため、自動翻訳アプリの活用による相談対応も外国人受入環境整備交付金の交付対象としている。	引き続き、外国人受入環境整備交付金を通じて地方公共団体の一元的相談窓口における多言語対応を支援する。
			【厚生労働省】 多言語コンタクトセンターの活用や通訳員の配置等により、全てのハローワークにおいて、多言語による相談対応を実施している。また、多言語音声翻訳機器を各ハローワークに設置し、外国人に対する簡易な案内等に活用することにより、より効率的かつ効果的に支援が行えるようにしている。 また、ハローワークへの来所が困難な場合等に多言語で電話相談を受けられるよう、ハローワークコールセンターに多言語窓口を設置した。【再掲】施策番号143で記載	引き続き、ハローワークにおける多言語相談支援体制の整備に努め、外国人求職者に対するきめ細かな相談支援を実施していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
52	外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める。〔全省庁〕	全省庁	<p>【総務省】 行政相談に関するリーフレットを、やさしい日本語及び12言語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、マレー語)で作成し、本省及び全国50か所の総務省行政相談センターのホームページに掲載、各センターの窓口配架するとともに、地方公共団体や国際交流協会等の外国人相談窓口にも提供した。 また、10月の行政相談週間を中心に全国各地で開催した一日合同行政相談所の窓口では、行政相談多言語リーフレットかメールによる英語での相談受付に係るチラシを配備するなど、情報提供・発信に努めた。</p>	引き続き、リーフレット及びチラシの活用を含め、多言語・やさしい日本語による相談対応や広報活動に取り組む。
			<p>【法務省】 多言語やさしい日本語での行政情報・生活情報のホームページ掲載を進めている。 新型コロナウイルス感染症に関する情報をやさしい日本語に変換して外国人生活支援ポータルサイトにおいて公開中である。 台風や大雨といった災害時において、多言語やさしい日本語を用いて注意喚起を促す文面を掲載した。 各府省庁が多言語やさしい日本語で発信している情報を収集し、外国人生活支援ポータルサイトに掲載するため、各府省庁への照会を実施している。</p>	ホームページの多言語化やさしい日本語での情報提供について引き続き進めていく。 引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する情報のやさしい日本語への変換を実施する。 引き続き、各府省庁が掲載している多言語やさしい日本語の情報を定期的に収集し、外国人生活支援ポータルサイトに掲載する。
			<p>【国税庁】 源泉徴収制度に関するリーフレット及び年末調整関係書類の5か国語【英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語】版を作成し、国税庁ホームページに掲載した。</p>	令和3年度においても、外国人納税者のニーズを見極めつつ、源泉徴収制度に関するリーフレット及び年末調整関係書類を多言語で作成し、国税庁ホームページに掲載することに取り組む。
			<p>【国税庁】 所得税及び復興特別所得税の確定申告における外国人納税者のための手引きについて、【英語版】及び【和訳版(職員用)】を作成し、令和2年12月に国税庁ホームページに掲載した。また、令和2年度から、外国人納税者のための国税庁ホームページを利用した確定申告書作成方法(操作要領)について、【英語版】、【中国語版】及び【ベトナム語版】を作成しており、令和3年1月に国税庁ホームページに掲載した。</p>	令和3年度においても、外国人納税者のための手引きや操作要領について、多言語での作成及び国税庁ホームページへの掲載に取り組む。
			<p>【厚生労働省】 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている方への支援策をまとめたパンフレットについて、やさしい日本語を含む15言語による翻訳を実施し、令和2年6月にホームページに掲載・公表した。その後の状況変化に応じて、同年10月に更新版を公表した。 また、離職等をした外国人労働者向けにハローワークの利用方法や雇用保険の手続き等の情報をまとめたパンフレットや動画について、やさしい日本語を含む15言語により作成し、令和2年10月に公表した。</p>	引き続き、多言語・やさしい日本語による情報発信に努める。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
53	特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。〔内閣府（子ども・子育て）、消費者庁、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕	消費者庁	「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口を整備する地方自治体の取組を支援している。	引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。
		内閣府（子ども・子育て）	令和元年度予算において、利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金）で多言語対応に関する加算を創設した。 （参考）外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算	引き続き、利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金）で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。
		法務省	生活・就労ガイドブックについて、やさしい日本語版を作成した。関係府省庁との連携の下に、生活・就労ガイドブック及び外国人生活支援ポータルサイトに情報を掲載した。	引き続き、関係府省庁との連携の下に、生活・就労ガイドブック及び外国人生活支援ポータルサイトに情報を掲載する。
		総務省	多言語対応の環境づくりとして、令和元年度補正予算の「多言語翻訳の普及推進」において、地方公共団体向け導入ガイドラインの策定等に取り組んでいる。【再掲】施策番号総50で記載  外国人からの119番通報等に迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介した3者間同時通訳の導入を推進しており、令和2年6月1日現在、全726本部のうち604本部（83.2%）が導入している。 【再掲】施策番号76で記載  救急ボイストラについては、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和2年6月1日現在、全国726本部のうち567本部（78.1%）が導入している。 【再掲】施策番号76で記載	地方公共団体向け導入ガイドラインの策定等を通じて、多言語対応の環境づくりを推進する。【再掲】施策番号総50で記載  引き続き、あらゆる機会を通じて実際の導入事例等を紹介しながら、導入の促進が図られるよう、働きかけていく。  調査により都道府県の取組や各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に導入率を見える化し、導入の促進を図る。  導入の目処が立っていない消防本部等に対して、消防庁から直接働きかける。 【再掲】施策番号76で記載
		厚生労働省	保育所等における通訳等を活用する場合の支援施策（保育体制強化事業において外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳の配置支援等）について、平成31年3月1日に開催した全国児童福祉主管課長会議等にて周知するとともに、平成31年3月29日付けで改正した要綱を発出した。加えて、令和元年度補正予算において、保育所等におけるICT化推進事業により、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の補助を実施している。  令和元年度予算において、利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金）で多言語対応に関する加算を創設した。 （参考）外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や他言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算する。 ・平成31年3月29日付けで多言語対応加算を反映させた実施要綱を発出した。 ・地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、多言語対応加算について周知した。 ・保育所等における通訳等を活用する場合の支援施策について、平成31年3月1日に開催した全国児童福祉主管課長会議等にて周知するとともに、平成31年3月29日付けで改正した要綱を発出した。	引き続き、保育所等におけるICT化推進事業や保育体制強化事業等を通じて、多言語対応の環境づくりを進める。  引き続き、利用者支援事業（子ども・子育て支援交付金）で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。 地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、引き続き多言語対応加算について周知していく。
			介護保険制度に関するリーフレットについて、令和元年度に多言語翻訳（10か国語）を実施し、厚生労働省ホームページに掲載した。	必要に応じて内容の更新等を検討する。
			社会保険の意義を理解してもらうパンフレットを新たに作成し、既存の年金制度に係るパンフレットと併せて多言語に翻訳し、平成31年4月以降、順次、日本年金機構ホームページへの掲載や相談対応における利用を実施している。また、年金事務所等の相談窓口において、多言語化した電話通訳サービスを利用した相談対応を実施している。【再掲】施策番号47で記載	引き続き、多言語化したパンフレット及び電話通訳サービスを利用した相談対応に取り組む。【再掲】施策番号47で記載
		文部科学省	多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」（委託事業）にて先進地域での実践（多言語のものを含む教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（補助事業）にて、母語支援員の配置や多言語翻訳システムの導入など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。 外国人の子供の就学機会を確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会が就学案内等を行うに当たっては、外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮する旨、記載した。	来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう多言語での動画コンテンツを作成するとともに、引き続き、先進地域での実践（教材、文書等）を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行うほか、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。
		国土交通省	防災・気象情報に関する多言語辞書及び気象庁ホームページの14か国語への拡大を実施した。	関係省庁で連携して、民間事業者・関係団体等への周知を行う。
			国土交通省HP、関係事業者への研修会にてガイドライン等を周知している。 【再掲】施策番号84で記載	国土交通省及び不動産関係団体において、引き続きガイドライン等の周知・普及を図る。【再掲】施策番号84で記載

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
54	外国人向けに、外国人支援や共生社会で目指す社会のあり方等の情報発信を映像メディアを活用し実施することを検討する。 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)等の情報発信ツールを利用するなど、各外国人が情報サービスの享受を確実に実感できる環境づくりに関して検討する。〔法務省〕	法務省	外国人の受入れ及び共生に関する取組や令和2年7月に開所した外国人在留支援センター(FRESC)の案内動画等を制作し、YouTubeに掲載した。令和2年7月Facebookを開設し、Twitterと合わせて、外国人に対する行政・生活情報の発信を随時行っている。	令和2年度中のメール配信サービスの開始に向けて準備中である。
55	外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)を利用することも想定した対応を推進する。〔全省庁〕	【総務省】 行政相談Twitterにおいて、英語及びやさしい日本語による相談窓口に関する外国人向けの情報を定期的に発信した。		引き続き、行政相談に関する外国人向けの情報をTwitter上で配信する。
		【法務省】 TwitterやFacebookで行政・生活情報の発信を随時行っている。 生活就労ガイドブックの多言語版の公表、在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの公表などについて、SNSを利用した情報発信を実施した。		引き続き、TwitterやFacebookで行政・生活情報を随時発信していく。
		【厚生労働省】 新型コロナウイルス感染症に関する外国人労働者向けのリーフレット等について、厚生労働省ホームページでの公表に合わせて、SNS(Twitter・Facebook)においても情報発信を行った。		引き続き、外国人労働者向けの情報について、SNSを活用した情報発信に取り組む。
56	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要な留意事項について、外国人生活支援ポータルサイト等を通じて引き続き周知・徹底を図る。 また、技能実習生については、監理団体・実習実施者等の技能実習関係者に対し、技能実習生の状況も踏まえ、感染防止のために理解すべき事項について、外国人技能実習機構を通じて引き続き周知・徹底を図る。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕	法務省	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項について、厚生労働省のホームページ掲載の内容をやさしい日本語で外国人生活支援ポータルサイトに掲載しているほか、SNS等を通じて周知・徹底を図っている。 また、外国人技能実習機構のホームページにおいて、実習実施者及び監理団体に向けて、技能実習の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項を掲載し、技能実習生に向けても、感染予防のための注意事項に係るリーフレット(8か国語)を掲載し、広く周知を図った。	引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項について、外国人生活支援ポータルサイトやSNS等を通じて周知・徹底を図っていくほか、在留外国人に対し必要な情報をより迅速かつ確実に伝達できるよう情報発信の在り方の検討を進める。また、今後の状況に応じて、感染拡大を防止するための内容を随時充実させるとともに、引き続き、外国人技能実習機構を通じて周知を徹底する。
		厚生労働省	外国人技能実習機構のホームページにおいて、実習実施者及び監理団体に向けて、技能実習の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な留意事項を掲載し、技能実習生に向けても、感染予防のための注意事項に係るリーフレット(8か国語)を掲載し、広く周知を図った。	今後の状況に応じて、感染拡大を防止するための内容を随時充実させるとともに、引き続き、外国人技能実習機構を通じて周知を徹底する。
57	条約難民及び第三国定住難民の地域における共生が進むよう、これらの外国人やその関係機関等に総合的対応策の各施策を周知・啓発する。〔法務省〕	法務省	条約難民、第三国定住難民、関係機関等に対する周知・啓発の実施に向けて、令和2年3月に各地方出入国在留管理官署の受入環境調整担当官に対して本施策について周知するとともに、第三国定住難民に関する理解を深めるための資料を送付した。	条約難民及び第三国定住難民や、関係機関等に対する総合的対応策の周知・啓発の在り方について引き続き検討を行い、可能な限り早期に具体的な方策を定める。
58	地域において外国人の支援に携わる人材・団体(外国人支援者)の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。また、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。〔法務省等関係省庁〕	法務省	「外国人支援者ネットワーク構築の支援のための手引き」を作成し、これを基に地方出入国在留管理局が外国人支援者等に働きかける取組を行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響でネットワークの構築の取組にも影響が出ていることから、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官を通じて地方の実情を把握し、今後のネットワークの構築や情報提供の在り方を検討していく。
59	在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策を検討する。〔法務省〕	法務省	令和2年11月、『『国民の声』を聴く会』において、公益社団法人日本社会福祉士会から「多文化ソーシャルワーク」について聴取するなど、各地方公共団体や民間団体において実施されている在留外国人に対する支援をコーディネートする人材の育成・確保に関する取組について、調査を実施した。	引き続き、在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策を検討する。
60	地方公共団体等のニーズを踏まえ、我が国で活躍したいと望む海外の外国人材と地方公共団体等との円滑なマッチングが行われるように、在外公館等における外国人材への広報を行うなど適確なマッチングの支援を進める。また、地方公共団体等において、外国人材が柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となる包括的な資格外活動許可の活用を周知し、外国人材の活躍を促進する。〔内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)、外務省、法務省〕	内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)	【内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)、外務省、法務省】 ・外国人材と地方公共団体等とのマッチングに関して、事前調査では複数の自治体から活用の希望が寄せられていたが、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大等の影響による国際的な人の往来制限等を受けたことから、受入れ希望団体及び関係機関等の意見を踏まえながら、引き続き受入れについて調整を行っている。 ・また、地方公共団体等に雇用されている外国人材に対する包括的な資格外活動許可制度の浸透を図るため、令和2年度中に地方公共団体に対して本制度の周知・広報を行う準備を進めている。	外国人材と地方公共団体等とのマッチングに関して、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大等の影響による国際的な人の往来制限等を踏まえつつ、令和3年度も引き続き実施予定である。
		外務省		
		法務省		
61	総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、総合的対応策も踏まえつつ、令和2年に改訂を行い、地方公共団体における多文化共生の推進に関する計画の策定を促進し、着実な施策の推進を図る。また、総務省において、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」で得られた優良事例・相談事例について、ホームページや地域会議等を通じて全国の地方公共団体等に展開することで、地域における多文化共生の推進に向けた取組を更に促進する。各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。〔総務省、法務省〕	総務省	「地域における多文化共生推進プラン」については、総合的対応策や社会経済情勢の変化を踏まえ、令和2年9月に改訂し、地方公共団体において、多文化共生の推進に関する計画の見直し等を行い、施策を推進することを促進している。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から「多文化共生地域会議」を書面開催とし、多文化共生アドバイザーの活用を含めた各地方公共団体の幅広い取組を共有することにより、地域における多文化共生施策を更に推進している。	引き続き、左記により、地域における多文化共生の推進に向けた取組を推進する。
		法務省	平成31年3月29日付け法務省管総第1244号「外国人の受入れ環境整備に係る地方出入国在留管理局における対応について(通知)」及び令和元年7月11日付け事務連絡「出入国在留管理庁において設置を促進する会議の構成等の例について」を发出し、受入環境調整担当官に対し、地域における共生施策の推進として、地方公共団体による会議体の立上げ(あるいは既存の会議体の改組)の支援について対応を依頼しているところ、令和2年6月末時点で23の都府県で会議を設置又は設置予定である。地方出入国在留管理局職員が地方公共団体等を往訪し情報収集した内容を取りまとめた地域の多文化共生施策等について、地方公共団体へ情報共有を実施している。	引き続き、都道府県が共生社会の実現に向けた会議を設置することを積極的に促進するとともに、地域の多文化共生施策等を地方公共団体へ展開することによって、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
62	在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民基本台帳制度の適正な運用を図る。〔総務省〕	総務省	外国人住民に係る住基台帳制度等について、各都道府県に出向き、市区町村の担当者向けの説明会を随時開催している。 外国人住民に係る住基台帳制度に関する総務省ウェブサイトの該当部分について日本語を含め10言語に対応している。 外国人住民に係る住民基本台帳制度の適正な運用について、「外国人住民に係る住民基本台帳制度の適正な運用について(通知)」(平成31年3月25日付け総行外第2号)により、外国人住民に係る住民基本台帳の正確性を確保するため、住民基本台帳担当部局と福祉関係部局、税務担当部局、教育委員会等の関係部局との間で密接な連携を図るよう、周知した。	外国人住民に係る住基台帳制度等に関する市区町村の担当者向けの説明会については、今後も引き続き実施する。 外国人住民に係る住基台帳制度に関する総務省ウェブサイトの該当部分について、対応言語の増加を検討する。
63	地方公共団体における多文化共生関連業務を円滑に実施することができるよう、JICA海外協力隊経験者等、国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けJICAと連携する。また、地方公共団体が実施する共生社会の構築に向けた取組を、JICAが全国に配置している国際協力推進員や国内拠点との連携を通じて推進する。 さらに、JICAによる研修員の受入事業を通じて、開発途上国の親日外国人材(日系人を含む。)に地方公共団体等での研修機会を提供するとともに、JICAがODAを通じて構築した開発途上国の関係機関とのネットワークを活用し、これら機関と日本の関係機関や外国人支援者間のネットワークを強化する等、多文化共生推進に向けた日本と開発途上国間の学びあいを推進する。〔外務省〕	外務省	関係省庁及び自治体と連携し、自治体の多文化共生関連業務、外国人相談窓口等へのJICA海外協力隊の帰国隊員のリクルートを強化すべく、全国自治体に対し、JICA海外協力隊経験者の活用に関する通知文を発出済みである。 国際協力推進員に関しては、令和2年度に8名の増員を計画し、6名を配置済みである。 平成29年9月より若手バングラデシュICT人材を対象に日本語研修、ビジネスマナー等に関するトレーニングプログラム(Bangladesh-Japan ICT Engineers Training Program; B-JETプログラム)を実施。同プログラムは令和2年7月に終了し、令和2年10月時点で174名のバングラデシュICT人材が本邦企業に就職。特に短期留学・インターンシッププログラムを実施した宮崎県内においては、これまでに49名の同人材が就職している。 途上国の日系人を対象に、日本の日系人集住都市において多文化共生構築の推進にかかる研修を実施する取組につき、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の来日が困難な状況であるものの、オンラインでの実施を検討中である。	通知を踏まえてJICA海外協力隊経験者に対する自治体からの求人開拓を進めるとともに、帰国した隊員の意向を踏まえた求職者登録を進める。 国際協力推進員は令和2年度増員予定の8名について着実に配置を進めるとともに、国際協力推進員間での意見・情報交換の場を定期的に設け、各地域の取組事例を共有する機会を設ける。 BJETプログラムを徐々に民間ベースの活動に移管すべく、令和2年度中を目途に技術移転を実施する。 日系人集住都市での研修は令和2年度来日が困難な状況であるが、オンラインでの実施を検討中であり、また令和3年度以降の来日に向けて案件形成・研修員募集を進める。
64	電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和2年度も予算事業を通じて、医療機関に対する電話通訳の利用促進、都道府県における対策協議会等の設置支援を行っている。 令和2年5月に、「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」を公表した。	引き続き、医療機関に対する電話通訳の利用促進や都道府県における対策協議会等の設置を進める。 「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」について、必要に応じ更新を行っていく。
65	地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進める。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和2年度も予算事業を通じて、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関への医療通訳者や医療コーディネーターの配置等を支援している。 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関のリストについて、令和2年6月及び12月に更新版を公表した。	引き続き、地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を中心として外国人患者受入れ環境の整備を進める。 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関については、引き続き、リストの公表と更新を行っていく。
66	医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを引き続き周知する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和2年度も予算事業を通じて、電話通訳の利用支援を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進している。 令和2年1月に、「訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル」を公表した。	引き続き、医療機関の外国語対応を推進していく。 通訳・翻訳に係る費用については医療機関における実態を調査し、必要に応じて周知を行っていく。
67	既に作成済みの「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を必要に応じて改訂し、医療通訳の養成の促進及び質の向上を図るとともに、「医療通訳認証の実用化に関する研究」により、医療通訳の質の向上を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和元年度から開始された医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施状況をフォローしている。	必要に応じて「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」の改訂を検討する。 引き続き、令和元年度から開始された医療通訳者に関連する団体による認定制度の実施状況等をフォローしていく。
68	都道府県が公表する薬局に関する情報について、現在実施中の調査を踏まえ、全国統一的な検索サイトを構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	薬局に関する情報について、令和2年度予算において、全国統一的な検索サイト構築に向けた調査を行っている。	薬局に関する情報について、調査結果に基づき全国統一的な検索サイトを構築する予定である。
69	過去に医療費の不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いの発生を抑制する。 高額な医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、特定技能外国人の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能1号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。〔厚生労働省(経済産業省)、法務省〕	厚生労働省	過去に医療費の不払い等の経歴がある外国人に対し厳格な入国審査を実施する仕組みの構築に向けた諸課題について関係省庁と協議を進めている。 令和2年5月に、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」改訂版を公表した。	過去に医療費の不払い等の経歴がある外国人に対し厳格な入国審査を実施する仕組みについて検討を進める。 「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」について、必要に応じ更新を行っていく。
		経済産業省	消費税率引上げ後の消費喚起とキャッシュレス推進の観点から、令和元年10月1日から令和2年6月30日までキャッシュレス・ポイント還元事業を実施した。令和2年6月30日時点の当該事業参加中小店舗は、約115万店である。	引き続き、中小店舗がキャッシュレス決済を導入しやすい環境の整備を進めていく。
		法務省	厚生労働省から医療費の不払等の経歴がある外国人に係る情報の提供を受けて上陸審査に活用する体制について、関係機関と定期的に打合せを行い、調整を進めている。	令和2年度中に、医療費の不払等の経歴がある外国人が日本に入国する際に厳格な審査を実施するための仕組みの運用を開始する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
70	外国人についても、引き続き、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、風しんに関する追加的な対策の対象とする。また、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語(13か国語)で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進める。〔厚生労働省、法務省、外務省〕	厚生労働省	(風しんの追加的対策について) 国内に居住する外国人について、風しんの追加的対策の対象としている。 (多言語(13か国語)での周知について) 自国において麻しん・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を周知するため、13か国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語)の啓発資料を作成した。 (結核スクリーニングについて) 令和2年3月26日付けで、出入国在留管理庁、外務省及び厚生労働省による「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」を策定した。	(風しんの追加的対策) 引き続き、外国人を風しんの追加的対策の対象に含めていく。 (多言語(13か国語)での周知について) 啓発資料による周知方法について検討していく。 (結核スクリーニングについて) 入国前結核スクリーニングを実施するための医療機関の指定など、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始する方針である。なお、開始時期については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえながら検討していく。
		法務省	【法務省、外務省】 令和2年3月26日付けで、出入国在留管理庁、外務省及び厚生労働省による「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」を策定した。	入国前結核スクリーニングを実施するための医療機関の指定など、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始する方針である。なお、開始時期については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等も踏まえながら検討していく。
		外務省		
71	訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕	観光庁	【観光庁、金融庁】 訪日外国人に対して旅行保険加入を勧奨する内容のチラシを、入国審査場や空港等において配布している。 観光庁や日本政府観光局(JNTO)等のホームページにおいて旅行保険加入を勧奨する内容の情報を掲載している。	旅行保険加入を勧奨する内容のチラシを、訪日外国人との接点になりうる場所において配布するなど、引き続き加入勧奨を実施する。
		金融庁	入国前の取組として、海外のOTAと連携し、OTAホームページにおけるバナー広告等デジタルを活用した旅行保険の加入促進を実施している。 入国後の取組として、Wi-Fi接続アプリを活用し、プッシュ通知にて旅行保険の加入勧奨を実施している。	日本政府観光局(JNTO)等のホームページにおいて旅行保険加入を勧奨する内容の情報を引き続き掲載する。  またコロナ禍によりインバウンド向けのプロモーションが出来ない為、来年度プロモーションをより効果的に実施できるよう発地国調査を実施する。
		法務省	観光庁からの依頼に基づき、主要空港等においてリーフレットやデジタルサイネージ等を用いて、旅行保険の加入について周知を図っている。	左記の取組を継続して実施する。
		外務省	各在外公館へ訪日旅行者に向けたホームページの中に、旅行保険加入を勧奨する情報掲載を継続的に指示しており、具体的例として令和元年12月に、観光庁からの依頼を受け、当該ホームページ情報へ「旅行前に保険内容確認等の勧奨」を追加するよう指示をしている。 また、各在外公館から各国政府へ、訪日外国人への保険加入を勧奨する案内を行うよう働きかけを行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響による本邦への入国制限の状況を鑑みながら、各在外公館のホームページに旅行保険加入を勧奨する情報を発信するよう継続して指示する。また、各在外公館から各国政府へ、訪日外国人への保険加入を勧奨する案内を行うよう継続的に働きかける。
72	外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。〔内閣府(子ども・子育て)、厚生労働省〕	内閣府(子ども・子育て)	令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設した。 (参考) 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算 【再掲】施策番号総53で記載	引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。
		厚生労働省	家庭支援推進保育事業において、外国人子育て家庭等、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数(40%以上)受け入れている保育所に対して保育士の加配を支援している。  令和元年度予算において、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を創設した。 (参考) 外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や他言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に加算する。 ・平成31年3月29日付けで多言語対応加算を反映させた実施要綱を発出した。 ・地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、多言語対応加算について周知した。 ・保育所等における通訳等を活用する場合の支援施策について、平成31年3月1日に開催した全国児童福祉主管課長会議等にて周知するとともに、平成31年3月29日付けで改正した要綱を発出した。	引き続き、家庭支援推進保育事業等を通じて、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援を進める。  引き続き、利用者支援事業(子ども・子育て支援交付金)で多言語対応に関する加算を実施し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。 地域の子育て支援従業者等が集まる研修等の場で、引き続き多言語対応加算について周知していく。
73	外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書の作成(14か国語)、多言語辞書の「Safety tips」への反映及び気象庁ホームページの多言語化(14か国語)を進めたところである。この多言語辞書の民間事業者のウェブサイトやアプリ等における活用を促すことにより防災・気象情報の多言語化を推進する。また、こうした対応等について、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにおいて日本語を解さない人でも理解できるような案内を掲載するとともに、「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関等を通じて、周知・普及促進を図る。〔内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省〕	内閣府(防災担当)		関係省庁で連携して、引き続き周知を行う。
		法務省	【内閣府(防災担当)、法務省、総務省、国土交通省】 ・防災・気象情報に関する多言語辞書の作成や、気象庁ホームページ及び「Safety tips」の14か国語への拡大等を実施するとともに、地方出入国在留管理官署、地方公共団体の各種窓口などを通じて、特定技能外国人の受入れ機関、登録支援機関等に対しては「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において必要な記載をした上で周知を行った。 ・気象庁ホームページや「Safety tips」を含む防災・気象情報を多言語で提供しているアプリやウェブサイトについて、リーフレットを作成し周知を行った。	
		総務省		
		国土交通省		

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
74	災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和2年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成30年度から実施する。〔総務省〕	総務省	令和2年2月に災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修を実施した(69団体から72名が参加)。同研修にはこれまでに全都道府県から129名が参加している。	令和2年度も令和3年2月を目途に同研修を実施予定である。
75	災害発生時の在京大使館等との連携強化を図るため、在京大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。〔外務省〕	外務省	防災施策説明会について、令和2年5月開催を目指していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、延期とした。	今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、開催の可否について引き続き検討していく。
76	外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進める。 外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕	総務省	外国人からの119番通報等に迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介した3者間同時通訳の導入を推進しており、令和2年6月1日現在、全726本部のうち604本部(83.2%)が導入している。 救急ボイストラについては、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、令和2年6月1日現在、全国726本部のうち567本部(78.1%)が導入している。	引き続き、あらゆる機会を通じて実際の導入事例等を紹介しながら、導入の促進が図られるよう、働きかけていく。 調査により都道府県の取組や各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に導入率を見える化し、導入の促進を図る。 導入の目処が立っていない消防本部等に対して、消防庁から直接働きかける。
77	関係機関との連携の下、交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。 外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓発活動を充実する。 また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等について、地域の実情等に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。 あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成する。 さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。〔警察庁〕	警察庁	・訪日外国人等に対する交通ルール周知活動等のほか、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体の活用等により、我が国の交通事情や交通ルール等の理解の促進を実施した。 ・令和2年4月、警察庁ウェブサイトの「外国の運転免許をお持ちの方」について多言語化を実施した(12言語)。 ・令和2年7月、都道府県警察に対して、「外国人等に対する運転免許学科試験等の適切な実施について(通達)」を发出し、管轄内の外国人の居住実態や要望等を踏まえつつ、外国語の運転免許学科試験等のさらなる導入の検討を依頼した。 ・令和2年度予算において、新規免許取得時の学科試験及び外免切替時の知識確認の問題例の多言語化を推進中である(学科試験:既存4言語→8言語、知識確認:既存10言語→15言語に増やす予定)。 ・令和2年度予算において、外国の運転免許制度に係る情報収集(調査委託)を推進中である。	・訪日外国人等に対する交通ルール周知活動や、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種広報媒体の活用等により、我が国の交通事情や交通ルール等の理解の促進を実施する。 ・外国語の運転免許学科試験等のさらなる導入について、あらゆる機会を通じて引き続き各都道府県警察に要請する。 ・運転免許学科試験等の多言語化を引き続き推進する。 ・外国の運転免許制度に係る情報収集を引き続き推進する。
78	外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を活用する。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。加えて、検察庁に来庁等する外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語自動音声翻訳機器の整備を検討する。〔警察庁、法務省〕	警察庁	①日本語を解さない外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全国都道府県警察において、通報者、通信指令担当者及び通訳担当者との三者通話を行っている。 ②外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図っている。(高度警察情報通信基盤システムに多言語翻訳機能を有する装備資機材を導入し、令和2年3月に運用を開始した。)	①引き続き、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に三者間での通話システムの活用を行い、適切な通訳の確保を図る。 ②引き続き、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳の確保を図る。
		法務省	全国各地において、外国人が刑事手続の当事者となった場合においては、適切な通訳の確保を図っている。 また、外国人来庁者に対して適切な対応を行うため、各検察庁に多言語自動音声翻訳機器の整備を検討している。	引き続き、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、適切な通訳を確保するほか、多言語自動音声翻訳機器の整備を検討する。
79	通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施等防犯対策の充実を図り、関係行政機関等と連携しつつ、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。〔警察庁〕	警察庁	各都道府県警察において、通訳人を同行した巡回連絡、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、外国人が参加する自主防犯団体との合同パトロール等を実施している。	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえつつ、引き続き、適切に施策を推進する。
80	外国人が容易に我が国の警察に係る制度、活動等に関する情報を入手できるようにするため、ウェブサイトを見直し、外国語による掲載情報の拡充を図るなど、情報発信を強化する。〔警察庁〕	警察庁	警察庁ウェブサイト(英語版)について、写真・イラストの挿入やページの階層化により、デザイン性・利便性の両面でレイアウトを改善したほか、掲載するコンテンツの見直しを実施した。	引き続き、警察庁ウェブサイト(英語版)について、デザイン性・利便性の両面でレイアウトを改善するほか、掲載するコンテンツの見直しを進め、情報発信の強化を図る。
81	消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等をすることができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン188を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において多言語対応を推進し、8か国語を目途に対応の拡大を目指す。〔消費者庁〕	消費者庁	・「地方消費者行政強化交付金」により、訪日・在日外国人に対応した消費生活相談窓口を整備する地方自治体の取組を支援している。 ・独立行政法人国民生活センターにおいて、訪日観光客消費者ホットライン(平成30年12月開設)を運営し、訪日外国人の相談対応を実施している。令和2年4月には対応言語にフランス語を追加した(令和2年12月時点で計7か国語対応)。さらに、「訪日観光客消費者ホットライン」へ令和元年度に寄せられた相談やそれに対するアドバイス等を取りまとめた公表(同年8月)、窓口寄せられた新型コロナウイルス関連の相談をまとめた公表(同年11月)などウェブサイトのサービス拡充を行った。	・引き続き、「地方消費者行政強化交付金」を通じて、地方公共団体における訪日・在日外国人向け相談窓口の整備を支援し、地域における消費生活相談体制の充実を図る。 ・独立行政法人国民生活センターにおいて、訪日外国人観光客を対象とした情報提供を目的として、多言語ホームページおよび多言語チャットボットを今後リリースする。また、インバウンド回復後に向けて、相談窓口の効果的な周知方法について検討する。
82	法律トラブルについては、日本司法支援センター(法テラス)における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う「多言語情報提供サービス」(10か国語)について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、在留外国人の多国籍化に対応した言語数の確保等更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、適切な実施と積極的な周知・広報を行う。〔法務省〕	法務省	法テラスにおいて、「多言語情報提供サービス」による情報提供や民事法律扶助を含めた多言語での法的支援について、利用件数も増加していることから、引き続き、周知・広報を推進するとともに、適切に実施した。	現在の対応言語等を更に拡充することを検討しつつ、引き続き、適切な実施と周知・広報を推進する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
83	失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等を紹介する外国語パンフレットの作成・配布や、令和2年度補正予算を活用した多言語対応のための機器購入、通訳配置等を進めている。	引き続き、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行えるよう、体制整備に取り組んでいく。
84	外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう、全国の居住支援協議会による在留外国人への支援活動をサポートするとともに、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組等、共生社会の実現に向けた施策を不動産関係団体と協力して引き続き積極的に推進する。 このため、外国人から住まい探しの相談を受け、その入居を受け入れる賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び、外国人向けの日本で部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続等を内容とする「部屋の探しのガイドブック」について、不動産関係団体と連携し、令和元年11月に、8か国語から14か国語への多言語対応の拡充を図るとともに、日本で部屋探しをする際に活用できる基本的な情報等をまとめた外国人向けの「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」を新たに作成した。また、同ガイドライン・ガイドブックにおける入居の約束チェックシートの項目の見直し・拡充、やさしい日本語への対応を行ったところであり、これらガイドライン等について、ホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、共生社会の重要性と併せて引き続き広く周知・普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービス等を利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証業者登録制度等の周知を行う。 さらに、不動産関係団体において作成した、特定技能制度や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入居する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックについて、登録支援機関、不動産所有者等に対して引き続き周知、普及を図るとともに、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談を引き続き実施する。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を促進する。特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。〔国土交通省〕	国土交通省	国土交通省HP、関係事業者への研修会にてガイドライン等を周知している。 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度について、各種会議において周知をしている。 登録された住宅の情報については、「セーフティネット住宅情報提供システム」において随時提供を行っている。 全ての居住支援協議会、家賃債務保証関連団体及び登録家賃債務保証業者に対し、平成30年12月25日付で外国人の受入れ等について協力を要請する通知を发出した。 平成31年3月15日より、国土交通省HPにおいて、外国語対応の可能な登録家賃債務保証業者について、対応言語、サービスの内容等の情報を掲載している。 多文化共生総合相談ワンストップセンター等に対して、平成31年4月23日付で出入国在留管理庁と連名で居住支援協議会等との連携を要請する通知を发出した。	国土交通省及び不動産関係団体において、引き続きガイドライン等の周知・普及を図る。 新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及を図るための取組を引き続き推進する。 引き続き、「セーフティネット住宅情報提供システム」において、登録された住宅の情報提供を行う。
85	公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。 都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進する。〔国土交通省〕	国土交通省	公営住宅に関しては、都道府県・政令市に対し、平成30年12月25日付で通知を发出した。 都市再生機構の賃貸住宅については、現在の取組を引き続き実施している。また、都市再生機構における外国人との共生の取組事例集を業界団体を通じ民間賃貸住宅事業者等に対して平成31年4月15日付で周知した。	公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を引き続き推進する。 都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組を引き続き推進する。
86	金融庁において調査を行った金融機関の外国人顧客対応の取組状況を踏まえ、地方を含めた各金融機関の支店・窓口において外国人口座開設等の金融サービスの利便性の向上が図られるよう、全国で金融機関や受入れ企業等に対する説明の場を設けるとともに、各金融機関の優良な取組事例を公表し横展開を図る。 また、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットにおいて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認、郵送による取引現況の確認等の必要性及び趣旨に係る記述を拡充し、外国人や受入れ先の理解の醸成を図る。併せて、マネー・ローンダリングや口座売買、地下銀行等の犯罪への関与を防止するため、これらの行為が犯罪であることや、関与した場合に上陸拒否や国外退去となり得ること、無免許・無登録の金融機関を利用しないようにすることなどを引き続き求める。 さらに、在留カードの利用等により、外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。〔金融庁〕	金融庁	・金融機関向け及び受入企業等向けの周知内容及び周知方法について精査中。 ・やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットの記載内容について精査中。 ・金融機関へのモニタリングの中で、在留期間の管理を行い、帰国時の口座の売買等を防ぐなど、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する適切な顧客管理を促している。	・金融機関向け及び受入企業等向けの周知について、令和3年1月以降実施する。 ・やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、令和3年3月までに、パンフレットの記載内容を拡充して更新し、公表する。 ・在留期間の管理を含めた、適切な顧客管理の実施を引き続き促していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
87	受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕	法務省	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、銀行その他金融機関における預貯金口座開設に関する手続の補助などの支援を行う旨規定した上で、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、当該支援を行うよう明記した。 外国人技能実習機構ホームページの監理団体及び実習実施者向けページにおいて、金融庁作成のパンフレット「外国人の預貯金口座・送金利用について（外国人の受入れに関わる方に知っていただきたい事項）」を一般的な注意事項として掲載した。	特定技能所属機関（又は契約により委託を受けた登録支援機関）からの届出情報などを通じて、特定技能所属機関等が、1号特定技能外国人に対して、銀行その他金融機関における預貯金口座開設に関する手続の補助などの支援を引き続き行っていることを確認し、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行を図る。 技能実習生の口座開設が円滑に行われるよう、引き続き、外国人技能実習機構を通じて監理団体及び実習実施者に向けた周知を行う。
88	賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和2年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕	内閣府（地方創生） 厚生労働省 金融庁	【内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁】 賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、令和2年8月27日の労働政策審議会労働条件分科会において、議論が開始されている。	引き続き、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議していく。
89	在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、日本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、携帯電話事業者等における多言語対応に向けた取組及び在留カードによる本人確認手続の円滑化に資する取組の推進に引き続き取り組む。〔総務省〕	総務省	これまでに携帯電話事業者・業界団体等に対しヒアリングを実施し、在留外国人の携帯電話の契約及び利用等における多言語対応及び本人確認手続について現状を把握している。 平成31年3月27日に携帯電話事業者等に対し、多言語対応に向けた取組を一層推進するよう、業界団体を通じて要請した。その際、在留カードによる本人確認が可能である旨についても周知を実施した。	携帯電話事業者・業界団体等における取組について適時フォローアップを行う。
90	就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。 また、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用し、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、在留外国人が生活する地方公共団体が地域の実情を踏まえて取り組めるように地域における日本語教育を推進する。その一環として、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成を促す。さらに、先進的な取組を行うNPO等への支援を実施する。〔文部科学省〕	文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムとして、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した各地の優れた取組を支援している。  地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、都道府県・政令指定都市等が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進し、生活者としての外国人の日本語学習機会の確保を図っている。 日本語教育の推進に関する法律に基づく国の基本方針を令和2年6月に閣議決定されたことを踏まえ、地方公共団体に対して、国の基本方針の策定の周知及び基本方針を踏まえた取組の実施に努めるよう通知で依頼した。  条約難民及び第三国定住難民に対し、閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、日本への定住に必要とされる最低限の基礎日本語能力の習得のための日本語教育プログラム及び教材の提供、日本語学習に関する相談対応等の支援を実施している。（なお、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の拡大により、第三国定住難民の受入れが9月から3月に延期された。）	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラムとして、引き続き、生活者としての外国人を対象とした日本語教育に関する地域の優れた取組を支援する。  地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として、引き続き、生活者としての外国人の日本語教育環境の強化をするための都道府県等の総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施を着実に推進し、日本語学習機会の確保を図る（市町村の地域日本語教育の取組への支援の追加を概算要求中。）。 また、地域日本語教育の優良事例等の情報共有と意見交換、地方公共団体の基本的な方針の作成の周知と依頼を行うため、都道府県・政令指定都市の日本語教育担当者等を対象とする連絡会議（令和3年1月予定）等を開催する。  また、引き続き、閣議了解及び難民対策連絡調整会議決定に基づき、条約難民及び第三国定住難民に対する支援を実施する。
91	日本語教室空白地域の解消の推進のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等とともに日本語教室の開設・安定化に向けた支援を行う。また、在留外国人が多いが日本語教室が未設置の市町村がある都道府県において日本語教室開設に向けた研究協議会を開催する。さらに、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自習できるICT教材（14か国語）を開発し、開発できた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕	文部科学省	「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に居住している外国人に向けて日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進している。 また、日本語教室の設置が困難な地域に住み、日本語教室に通うことができない外国人のために、ICTを活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発を行い、令和2年6月に日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」を6言語で公開した。また、本サイトの普及のため、11月に宣伝動画や使い方ガイドブック等を作成し公開した。 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる地方公共団体を対象に日本語教室開催に係る先進事例等を紹介する空白地域解消推進協議会を令和2年12月に開催した。	引き続き、「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 地域日本語教育スタートアッププログラムとして、日本語教室が開催されていない空白地域に日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣し、日本語教室の開設を促進する。 日本語学習サイトについては、日本語教育関係者を対象に活用方法の説明会を開催（令和2年11月、12月）して普及の促進を図るとともに、令和3年3月に4言語を追加するとともに、取り上げる生活の場面を追加して公開を予定している。（最終的には14言語を開発・公開予定） （日本語教室の開設・安定化に向けた支援経費、日本語教室が未設置の市町村がある都道府県における日本語教室開設に向けた研究協議会の開催経費については概算要求中）
92	放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。〔文部科学省〕	文部科学省	過去に放送大学で開講していた授業科目「日本語基礎A」を再編集し、BS231chにてアーカイブ放送を令和元年度より開始した。令和2年度においても継続している。 また、新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめた「新型コロナウイルス流行の中で～放送大学教員からのメッセージ（総集編）」の英語・ベトナム語字幕版を作成し、YouTubeに掲載した。 さらに、外国人留学生の視聴も念頭にJICAと共同で制作した日本の近代史を解説する「日本の近代化を知る」「続・日本の近代化を知る」をBS231chで放送した。	放送大学において、制作した講座・番組を活用し、引き続き日本語学習の機会を提供する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
93	我が国を訪れる外国人が日常生活、職場等で使用できる日本語を学習できるよう、日本放送協会(NHK)が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関(在外公館、地方公共団体、教育機関、関係省庁等)において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けて、我が国を訪れる外国人やその受入れ企業等に対し周知を実施する。〔総務省、経済産業省等関係省庁〕	総務省	NHKでは、引き続き以下のとおり国際放送(NHKワールドJAPAN)等により日本語教育コンテンツを放送・配信している。 ○ラジオ国際放送: 日本語会話の初級講座「やさしい日本語」を17言語で引き続き放送中。 ○テレビ国際放送: 「やさしい日本語」を用いて映像化した「Easy Japanese」等について引き続き英語のほか複数言語で放送中。 ○インターネット: 上記のラジオ及びテレビ番組について、新たに放送を開始したコンテンツも加え、引き続きウェブサイトにてライブストリーミング及びVODで配信中である。VODについては英語以外の複数言語で配信中である。 このほか、漢字にふりがなを振るなど、わかりやすい日本語のみを使用したニュースサイト「NEWS WEB EASY」を引き続き提供中である。 また、上記のコンテンツの利用拡大に向けて周知を行うための、日本語教育コンテンツに特化した内容のパンフレットを新たに作成し周知を実施中である。	NHKにおいて、引き続き日本語教育コンテンツの充実に向けて取組を推進する。また、関係機関とも協力し、当該コンテンツの利用拡大に向けた周知を実施する。
		経済産業省	日本放送協会(NHK)が提供する日本語教育コンテンツについて、企業等に周知を実施した。	引き続き、関係省庁と協力し、日本放送協会(NHK)が、提供する日本語教育コンテンツについて周知を行う。
94	夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、令和2年4月現在、全国10都府県28市区に34校が設置されている。生徒の約8割は外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。 このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。また、教員の日本語指導の資質向上、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用等を通じて夜間中学の教育活動の充実等に向けた取組を進める。〔文部科学省〕	文部科学省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)や第3期教育振興基本計画等に基づき、夜間中学の設置促進や教育活動の充実、受け入れる生徒の拡大を推進し、平成31年度に埼玉県と千葉県に1校ずつ計2校が、令和2年4月には茨城県に1校が開校した。現在10都府県28市区に34校となっている。令和元年6月に開催された夜間中学設置推進・充実協議会における教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめでは、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進することが示されたが、令和2年度より夜間中学新設の更なる促進のための新たな補助事業の経費を計上し、教育支援体制整備事業費補助金(夜間中学の設置促進・充実事業)を開始し、令和3年4月の徳島県、高知県の新設に向けて支援を行っている。	教育機会確保法及び各種閣議決定等を踏まえ、義務教育の機会を実質的に保障するため、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。
95	日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」を参考にした「日本語教育の参照枠」や、「日本語能力の判定基準」について検討・作成する。〔文部科学省〕	文部科学省	「日本語教育の参照枠」については、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、令和元年6月より、日本語教育を行う者等が、学習者の習得段階に応じた学習内容・教授方法などを設定する上で参照できる共通の枠組み(共通参照レベル、言語能力記述文等)についての審議を行っており、令和2年11月に「日本語教育の参照枠」一次報告として公開。  「日本語能力の判定基準」については、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループにおいて、日本語能力の評価の在り方や日本語能力の判定試験と各尺度を対応付けるための手法についての検討を進めている。	「日本語能力の判定基準」については、左記ワーキンググループにおける審議の結果を踏まえ、令和3年3月に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の「日本語教育の参照枠」二次報告として取りまとめる予定である。  令和3年度は、「日本語教育の参照枠」最終報告として、教育現場で活用できる「日本語教育の参照枠」を基にした具体的な教え方の手引きの作成について審議予定である。
96	国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月文化審議会国語分科会)を踏まえ、地域日本語教育コーディネーター、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及を一層推進して日本語教育全体の質の向上を図る。〔文部科学省〕	文部科学省	文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を図ることを目的として、平成31年3月に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」で示す日本語教育人材の教育内容、モデルカリキュラムの普及を図るため、報告に基づくカリキュラムを開発している。 また、開発されたカリキュラムを活用して、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの実施を令和2年度より開始している。	引き続き、日本語教育を担う人材の養成・研修のカリキュラムの開発とともに、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの実施・普及を行い、日本語教育の質の向上を図る。 (地域日本語教育コーディネーター等の研修プログラムの実施経費については概算要求中)
97	外国人等の急増や日本語学習者の多様化等を受け、専門性を有する日本語教師の確保が必要となっていることから、「日本語教師の資格の在り方について(報告)」(令和2年3月10日文化審議会国語分科会)等を踏まえ、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度を整備することにより、日本語教育の質の向上を図る。〔文部科学省〕	文部科学省	報告書等を踏まえ、試験の実施方法等の制度の詳細について有識者会議において検討するとともに、日本語教育関係団体や試験実施の実績を有する機関等との意見交換を実施している。	日本語教育推進法附則第2条に規定する日本語教育機関の類型化等と併せて検討することとし、引き続き有識者会議において検討を行うとともに、関係団体・機関等との意見交換を実施し、その結果を踏まえた制度設計を行う。
98	関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。〔文部科学省〕	文部科学省	日本語教育機関が持っている日本語教育に関する教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等を共有し、活用してもらうために、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである「NEWS」(日本語教育コンテンツ共有システム)の運用及び新規コンテンツの登録を都度行っている。	日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図るため、「文化庁日本語教育大会」を実施予定であるが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「文化庁日本語教育大会(WEB大会)」として令和2年度内にコンテンツ掲載予定である。 また、引き続き、日本語教育に関するコンテンツを収集し、横断的に検索できる「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を公開・運用していく。
99	外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	ツールの作成に向け、委託事業にて実施中である。	令和2年度内のツール作成を目指す。
100	技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、実際の現場で使用する語彙や表現を学ぶためのe-learning教材を開発、提供する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和元年度は、テキスト教材2職種(機械・金属関係、食品製造関係)・8言語(英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語)を開発し、外国人技能実習機構のホームページで公表している。また、令和2年度は、令和元年度に開発したテキスト教材の日本語学習アプリの開発のほか、テキスト教材1職種(建設関係)・8言語の開発を進めている。	今後も引き続き、左記の取組を適切に実施していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
101	日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査を行うとともに、企業における効果的なコンテンツや学び方の活用を検討する。〔経済産業省〕	経済産業省	日本人社員の上司や同僚が外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について、オンラインコンテンツ等を作成し、企業における効果的な活用を実証する調査を実施中である。	令和2年度内に調査結果をとりまとめ、公表する。
102	日本語教育推進法附則第2条を踏まえ、日本語教育を行う機関(日本語教育を行う学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校を含む。))のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備についての検討を行った上で、日本語教育推進法第8条において、政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされていることを踏まえ、検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔文部科学省、法務省〕	文部科学省	【文部科学省、法務省】 文部科学省において、制度の詳細について日本語教育関係団体等と意見交換を実施するとともに、省内検討会を実施している。	日本語教師の資格の検討と併せて検討することとし、今後の動きも見据えながら、引き続き関係団体等と意見交換を実施し、その結果を踏まえた制度設計を行う。
		法務省		
103	外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てができるように、母子保健の入り口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について、自治体へ周知する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について調査研究を行い、自治体へ周知を行った。	調査研究を踏まえ、外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てができるように努めていく。
104	外国籍等の子供の日本語学習機会の提供を促進するため、幼児教育・保育の無償化について、広報、周知する取組を推進する。併せて、高校及び大学の修学支援制度について、広報、周知する取組を推進する。〔内閣府(子ども・子育て)、法務省、文部科学省〕	内閣府(子ども・子育て)	出入国在留管理庁とともに外国人用の幼児教育・保育の無償化に係るリーフレットの作成に協力し、法務省の外国人生活支援ポータルサイトに掲載にされている。	今後、関係省庁と必要な連携を取り、適切に対応する。
		法務省	幼児教育・保育の無償化については、内閣府と協力して、高校及び大学の修学支援制度については、文部科学省と協力して、外国人向けの周知用リーフレットを作成し、同リーフレットを用いた周知の依頼を地方出入国在留管理局及び地方公共団体へ行ったほか、同リーフレットを外国人生活支援ポータルサイトやSNSに掲載するなどし、広報、周知を行っている。	引き続き、外国人生活支援ポータルサイト、SNS、関係機関等を通じ、広報、周知する取組を行っていく。
		文部科学省	広報資料の作成にあたり、出入国在留管理庁に協力した。	引き続き、本施策について出入国在留管理庁に協力する。
105	保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)等における保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援が行われるよう引き続き要請する。また、平成30年9月14日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方や学校・家庭との連携について、地方公共団体に対して改めて周知し、放課後児童クラブにおいて、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう引き続き要請する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	保育所における外国籍の子どもへの配慮や、小学校への切れ目のない支援については、「幼稚園、保育所、認定こども園等における外国籍の子ども等への対応について」(令和元年8月8日付け事務連絡)で自治体に周知済みである。 放課後児童クラブについては、令和元年6月に、地方公共団体に対し、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう事務連絡により要請した。	引き続き、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう、当該事務連絡について周知する。
106	調査研究を実施し、外国人比率の高い地方公共団体を中心に、市町村や保育所等における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリング等を行い、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れの支援体制を把握し、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例を収集した上で、好事例等の横展開を引き続き行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和2年3月に調査研究報告書を取りまとめ、令和2年7月に自治体に対し好事例等を周知した。	令和2年度においても引き続き類似する調査研究を実施し、令和2年度内に取りまとめ、令和3年度に自治体に周知する。
107	公立学校において、令和8年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、きめ細やかな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といったICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、母語・母文化の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体におけるNPOや企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。 また、日本語指導等の教材の普及を図るため、文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化に取り組むとともに、外国人児童生徒等の学びにも資すると考えられる、音声読上げやルビ振り等の機能を持つ学習者用デジタル教科書について、必要とする児童生徒が活用しやすくするための取組を検討する。 さらに、集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方について実践的な研究を実施し、日本人と外国人が互いを尊重しながら共に学ぶ授業の実施や散在地域での指導体制構築などのモデル的な取組を全国に普及する。また、外国人幼児等に対する指導上の留意事項等を整理した資料を用いて周知を図る。 加えて、中央教育審議会において、これら現状の施策を踏まえつつ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について検討を進める。〔文部科学省、法務省〕	文部科学省	「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。【再掲】施策番号53で記載 「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」(委託事業)にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。【再掲】施策番号53で記載 また、中央教育審議会において、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についての検討を進める。 教員定数については、平成29年3月の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、引き続き、基礎定数化を着実に実施する。 学習者用デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議については、令和3年夏頃を目途に最終とりまとめを予定しており、当該とりまとめも踏まえながら、学習者用デジタル教科書に係る検討を進めていく。	
		法務省	学習者用デジタル教科書の販売状況等を踏まえ、外国人児童生徒が学習用デジタル教科書を活用しやすくするための取組の検討を行っている。	引き続き、学習用デジタル教科書の販売状況等を踏まえつつ、外国人児童生徒が活用しやすくするための取組を検討する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
108	<p>教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の普及を通じて、日本語初期指導、中期・後期指導、JSLカリキュラムによる日本語と教科の統合指導、外国人児童生徒のための日本語能力測定方法による評価結果の活用等の系統的な日本語指導を実践するための体制を整備する。また、外国人児童生徒等の指導を担当する教師が効率的に必要な知識や技能を得られるよう、研修用動画コンテンツを作成し、文部科学省が運営する情報検索サイト「かすたねっと」等において配信するなどにより、日本語指導を担う中核的教師の養成等、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。さらに、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等を行う取組、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。また、幼稚園等では幼児期の特性を踏まえた対応が求められることから、研修プログラムの開発等の調査研究を行う。</p> <p>あわせて、外国人児童生徒等に対して指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、多様な人材の確保や全国的な研修機会の提供という観点も踏まえつつ、有効な方策について検討を行う。〔文部科学省〕</p>	文部科学省	<p>「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」(委託事業)にて教育委員会・大学等が実施すべき養成・研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」を開発し、教育委員会・学校等への普及を図っている。</p> <p>また、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者の養成を実施するほか、地方公共団体等からの要請に応じて、地方公共団体が行う研修の講師や助言指導として「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を行っている。</p> <p>また、外国人幼児等の特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究を行っている。</p>	<p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」における議論も踏まえ、引き続き、「モデル・プログラム」の普及を図るとともに、外国人児童生徒等への教育を担う教員が効率的に必要な知識や技能を得られるよう動画コンテンツを作成し、情報検索サイト「かすたねっと」で提供するほか、独立行政法人教職員支援機構による「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」や「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣により、各地方公共団体における教員等の研修の促進する。また、幼児への指導の充実に関する研修プログラムの開発等に向け引き続き調査研究を実施する。</p>
109	<p>外国人生徒等の進学状況、中退率、進路状況等に関する実態を踏まえ、中学校・高等学校において将来を見通した進路選択の機会が提供されるよう、教育委員会・学校と関係機関が連携し、日本語指導やキャリア教育の充実、生活相談の実施等の包括的な支援を進める。</p> <p>また、全ての都道府県で公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮(ルビ、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等)が講じられることを目指し、実施状況を把握するとともに、先進的な取組事例について教育委員会への情報提供等を行う。</p> <p>さらに、高等学校における日本語指導の在り方、効果的な日本語指導・教科指導を実施するためのカリキュラム等の構築を進める。また、多文化共生やグローバル人材育成の在り方について、集住地域において実践的な研究を実施する。〔文部科学省〕</p>	文部科学省	<p>「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」にて日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況について実態を把握するとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援している。【再掲】施策番号53で記載</p> <p>外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、各教育委員会による公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受験に際しての配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)の取組を推進するよう記載した。【再掲】施策番号53で記載</p>	<p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」における議論も踏まえ、公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮について、各自治体の状況の把握を行うとともに、引き続き、各自治体が行う、高等学校等における外国人生徒等への日本語指導・キャリア支援等の取組を支援する。【再掲】施策番号53で記載</p> <p>高等段階における日本語指導や教科指導等の充実を図るため、「特別的教育課程」による日本語指導等の実施に向けた検討のほか、カリキュラム作成・指導方法等のガイドラインの作成に向けた検討を進める。</p>
110	<p>外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、多言語化にも対応した、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組の促進を図る。また、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を策定し、住民基本台帳等に基づく学齢簿の編製の際に、外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握することを始め、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒の就学実態の把握に係る取組、学校への円滑な受入れ等を推進する。更に、就学案内や初期の適応指導に活用できる動画コンテンツ及び外国人幼児のための就園ガイドを多言語・やさしい日本語で作成・周知するとともに、多言語による就学案内文書等を掲載した情報検索サイト「かすたねっと」の機能強化・活用促進を図る等、就学促進の取組を支援する。</p> <p>「外国人の子供の就学状況等調査」(令和元年5月調査)により把握した就学状況に係る課題の整理や好事例の普及を行うとともに、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。また、就学に関する情報提供を市区町村の教育委員会が住民基本台帳担当部署等と連携して行う等の先進事例の周知を図り、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進する。</p> <p>さらに、文部科学省と出入国在留管理庁が連携し、地方公共団体が開設している一元的相談窓口等において就学に関する情報提供を行うほか、在留資格審査に当たって子供の就学状況の確認に努めるなど、外国人保護者に対し子供の就学を促す取組を推進する。〔文部科学省、法務省〕</p>	文部科学省	<p>多言語で作成した「外国人児童生徒のための就学ガイドブック」の普及に努めるほか、外国人の子供の就学機会の確保に向けて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を示した。【再掲】施策番号53で記載</p> <p>外国人の子供の就学実態 に関する調査の確定値を公表するとともに、就学状況把握・就学促進に係る先進的な取組事例を収集・整理し、各地方公共団体に対して周知を行った。さらに、地方自治体の説明会等でも事例集を周知し、住民基本台帳担当部局と教育委員会の連携を促進している。</p> <p>「定住外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援している。</p> <p>「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」(委託事業)にて先進地域での実践(多言語のものを含む教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行っている。【再掲】施策番号53で記載</p>	<p>「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」における議論も踏まえ、引き続き、「定住外国人の子供の就学促進事業」(補助事業)にて就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の支援を行う。</p> <p>また、来日したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について理解を深められるよう多言語での動画コンテンツを作成するとともに、先進地域での実践(教材、文書等)を集約・普及する情報検索サイト「かすたねっと」の運営を行う。【再掲】施策番号53で記載</p>
		法務省	<p>令和2年9月11日付け事務連絡「高等教育の修学支援新制度の周知について(協力依頼)」、令和2年11月4日付け事務連絡「高等学校等就学支援金制度の周知について(協力依頼)」を发出し、就学支援につながる支援制度の周知を行うよう地方公共団体宛に依頼を行った。また、在留資格審査において、子供の就学状況を確認する仕組みについての検討を進めた。</p>	<p>引き続き、就学促進につながる支援制度等について地方公共団体と連携し、周知を図っていくとともに、在留資格審査において、子供の就学状況を確認するための仕組みについて検討を進める。</p>
111	<p>日本の高校卒業後に就労を希望する外国人の日本社会への定着が円滑に行われるよう、在留資格の取扱いについて周知する。〔文部科学省、法務省〕</p>	文部科学省	<p>「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について(依頼)」(令和2年3月26日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長通知)にて各都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会等に、在留資格「家族滞在」で滞在する外国籍を有する生徒が、高等学校等卒業後に本邦において就職を希望する場合における「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更に係る取扱いに関する通知を发出した。</p>	<p>今後とも必要に応じて各都道府県教育委員会等関係機関に周知を図る。</p>
112	<p>補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため、日本人と同様、必要に応じて保護者同意の下、継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。〔警察庁〕</p>	警察庁	<p>少年の非行を防止するため、補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、少年の健全育成を図っている。</p>	<p>今後も、大学生ボランティア等と連携して、少年の健全育成を図る。</p>

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
113	言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。 特別支援学校等においても、日本語指導補助員や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。 あわせて、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の在り方について実践研究を行い、その成果を普及する。また、子育てや就学に関する相談窓口等について外国人の保護者も対象に分かりやすく積極的な情報発信に努める。〔文部科学省〕	文部科学省	「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」(補助事業)にて、日本語指導補助員・母語支援員の配置、ICTの活用など各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援している。【再掲】施策番号53で記載 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業において、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮に関する研究を実施し、取組事例を文部科学省HPにて公表した。(令和2年9月)	「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」における議論を踏まえ、引き続き、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する取組を支援する。〔再掲〕施策番号53で記載) 独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」において、日本語指導を担当する教師等が、障害のある外国人児童生徒への対応等について取り扱うことを検討する。 また、「発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業」の令和2年度実施分についても、同様に成果を文部科学省HPに掲載する。
114	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示(第46号)の周知を引き続き行う。〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕	法務省	法務省ホームページに掲載しているガイドライン及び法務省、文部科学省と大学等が連携して開催する研修会(施策番号121)において周知を行った。	引き続き、当該施策の周知に努める。
		厚生労働省	ハローワーク等において、留学生の採用を検討している企業や、日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生からの求人・求職相談の機会を捉えて、本制度について、適切に情報提供を行った。	引き続き、ハローワーク等において、本制度について、適切に情報提供を行う。
		経済産業省	日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示(第46号)について、企業等に周知を実施している。	引き続き、日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示(第46号)について、企業等に周知を行う。
115	大学等の秋卒業者の国内就職を促進するため企業等の通年採用が促進されるよう取り組むとともに、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の企業等への周知を引き続き行う。〔法務省、経済産業省〕	法務省	法務省ホームページ及び法務省、文部科学省と大学等が連携して開催する研修会(施策番号121)において周知を行った。	引き続き、当該施策の周知に努める。
		経済産業省	企業等の通年採用が促進されるよう、経済団体等に周知を実施している。 (参考)2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項 <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2021nendosotu/yousei.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2021nendosotu/yousei.pdf</a> また、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の企業等への周知を実施している。	引き続き、企業等の通年採用が促進されるよう取り組むとともに、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の企業等への周知を行う。
116	令和元年11月、「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充により、名称が「日本の食文化海外普及人材育成事業」と改められるとともに、調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大され、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても対象とされたことを受け、本事業の適正な運用を行いつつ、農林水産省ホームページにおける情報掲載等を通じて普及を図る。〔法務省、厚生労働省、農林水産省〕	法務省	【法務省、農林水産省】 令和元年11月、「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充により、名称が「日本の食文化海外普及人材育成事業」と改められるとともに、調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大され、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても対象とされたことを受け、本事業の適正な運用を行いつつその普及を図る。	日本の食文化海外普及人材育成事業の適切な運用を行いつつその普及を図る。
		農林水産省		
		厚生労働省	調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅の拡大を図るため、農林水産省の「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充のための実施要領改正に協力した。	実施要領改正により名称が改められた「日本の食文化海外普及人材育成事業」の適正な運用及びその普及に引き続き協力する。
117	外国人起業活動促進事業に関連する制度・運用の拡充や外国人留学生の大学卒業後の起業促進について、令和2年度中に入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を行い、留学生による我が国での起業の円滑化を図る。〔法務省、経済産業省〕	法務省	一定の要件を満たす本邦の大学等を卒業した外国人を対象として、我が国での起業活動のために「特定活動」の在留資格をもって最長2年間在留すること等を認めることとした。	当該制度の適正な運用を行いつつ、周知・広報に努める。
		経済産業省	本制度による認定地方公共団体の数は14団体となった。	「外国人起業活動促進事業」の利用普及に向け、引き続き地方公共団体向けに制度の周知を図っていくとともに、同事業に係る広報・周知及び認定自治体間でのベストプラクティスの共有に努めていく。 また、一定の要件を満たす本邦の大学等を卒業した外国人を対象として、我が国での起業活動のため最長2年間の在留を認める在留資格「特定活動」の周知を図る。
118	一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、厚生労働省のユースエール認定制度の認定企業等を対象として、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ったところ、引き続き在留諸申請手続における提出書類について情報提供を実施する。〔法務省〕	法務省	在留諸申請手続における提出書類について、法務省ホームページにおいて情報提供を行っている。	引き続き、必要な情報提供を実施する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
119	大学が企業等との連携により、留学生が我が国での就職に必要なスキルを在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み(留学生就職促進履修証明制度)を開始する。その際、在学中のみならず、企業への内定後や大学卒業後をフォローアップする教育プログラムについても認定することとし、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を行う。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。 また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。 これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業等への就職につなげる仕組みの構築を推進する。〔文部科学省〕	文部科学省	大学への支援については、文部科学省において、「留学生就職促進履修証明制度」の制度設計について、検討の準備を開始するとともに、同制度で認定を受けた大学に対して奨学金を優先配分予定である。 専修学校については、各地域において、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しており、これらの取組により、留学生を国内企業等への就職につなげる仕組みの構築を引き続き推進しているところである。	大学への支援については、「留学生就職促進履修証明制度」の令和2年度の実施を目指して、制度設計に努める。専修学校については、左記の取組によって構築されたモデルを公表し、広く情報共有する。
120	大学等における就職率等の情報開示等の取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構の特設サイトにおいて、大学等の情報の掲載を進めるとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。〔文部科学省〕	文部科学省	日本学生支援機構に特設サイトを開設し、留学生の受入れや就職支援に熱心に取り組んでいる大学における留学生の在籍状況や就職率などに関する情報を集約し、公表した。 外国人留学生進路状況・授与状況調査結果: <a href="https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/shinro-and-gakui/date/2018.html">https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/shinro-and-gakui/date/2018.html</a> 外国人留学生のための就活ガイド: <a href="https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/job/guide.html">https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/job/guide.html</a>	引き続き、当該サイトを通じて、大学等における就職率等の情報開示などの取組を集約し効果的な情報発信を行っていく。
121	留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に見えるよう、法務省、文部科学省と大学等が連携し、研修会(意見交換)を引き続き行う。〔法務省、文部科学省〕	法務省	令和2年9月25日に研修会を実施し、特定活動告示46号(施策番号114)や就職が内定した秋卒業の留学生に対し採用までの間本邦に滞在することを認める「特定活動」(施策番号115)を含む留学生の就職支援に係る周知を行った。	引き続き、研修会に対応していく。
		文部科学省	「留学生就職促進プログラム」に採択されている12大学に対し、「留学生の国内就職促進に係る地域研修会(意見交換)の実施について」を案内した。近隣大学や企業等にも参加を呼びかけるなど、5大学が研修会を開催した。(令和元年度実績)	引き続き、各大学の要望を踏まえ、出入国在留管理庁と連携して研修会への講師派遣を行う。
122	留学生の採用時に高い日本語能力(例えば日本語能力試験N1相当以上)を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性がある。こういった実態を踏まえ、関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により策定した、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、関係省庁の各種制度や施策と連携し、周知・活用促進を図り、横展開していく。また、同ハンドブックに基づく留学生向けの取組について、企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁から経済団体や大学等への周知を徹底していく。〔経済産業省(厚生労働省、文部科学省等関係省庁)〕	経済産業省	関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定。「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」において、経済団体等に周知した他、企業や留学生向けの情報発信や、関係省庁の各種制度や施策との連携、英語版の作成等により、さらなる周知・活用促進を図っているところ。 (参考①)外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック <a href="https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228007/20200228007-1.pdf">https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228007/20200228007-1.pdf</a> (参考②)2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項 <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2021nendosotu/yousei.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2021nendosotu/yousei.pdf</a>	引き続き、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」について、周知・活用促進を図る。
		厚生労働省	関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定し、ハローワーク等を通じて、企業や留学生に対して周知した。	引き続き、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進を図る。
		文部科学省	関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により、留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等を内容とする「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」を策定し、周知・活用促進を図っているところである。	引き続き、「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」が活用されるよう、各国公私立大学に対して周知する。
123	日本貿易振興機構(JETRO)内に設置した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」において、関係省庁連携の下、高度外国人材の採用・活躍のための各種情報発信の充実を図る。さらに、地方中堅・中小企業に対しても効果的な支援を提供するために、伴走型支援を担う専門家を増員するほか、高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムを作成する。これらの施策に加え、新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、「高度外国人材活躍推進ポータル」に各省庁の関連施策情報などを発信する特設サイトを設置するとともに、専門家による支援体制を拡充し、平時とは異なる企業の課題に積極的に対応し、きめ細やかな支援を実施する。〔経済産業省〕	経済産業省	「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」において、留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の我が国での就職や活躍の促進に向け、関係省庁連携の下、企業と外国人材・留学生の双方に分かりやすい施策の情報発信・ワンストップサービスの提供を実施中。高度外国人材の採用に関心のある企業情報の追加掲載や活用事例の紹介など、ポータルサイトの拡充を図っているところである。 また、地方の中堅・中小企業に対する効果的な支援を実施するため、令和元年度はコーディネーターを7名から12名に増員し、きめ細やかな伴走型支援を実施中である。さらに、採用された高度外国人材の社内での活躍を推進すべく、ワークショップ(年度内全4回開催予定)において中堅・中小企業や支援機関からのご意見も聞きながら、中堅・中小企業及び支援機関向けの体系的なカリキュラムを作成中である。 コロナ対策として、ポータルサイト上に新型コロナウイルス対策関連情報特設サイトを作成し、企業及び外国人向けの関係省庁支援施策や生活支援情報及び関連セミナー情報を掲載している。	高度外国人材活躍推進プラットフォームに関しては、関係機関連携の下、引き続き、高度外国人材の採用や活躍推進に向けた各種情報提供を実施するとともに、好事例の掲載や関連情報イベントの周知を実施していく。また、伴走型支援についても、12月下旬まで支援対象企業を募集予定であり、より多くの企業へのきめ細やかな支援を目指していく。 さらに、高度外国人材の採用後の活躍に向けた、中堅・中小企業及び支援機関向けの指導カリキュラムについては、ワークショップでの意見を反映の上、令和2年度中に作成し、令和3年度以降、普及活動に取り組んでいく。 新型コロナウイルス感染症の影響から生じる支障を解消するため、引き続き、関係省庁と連携しながら、ポータルサイトにおいて、新型コロナウイルス関連情報の発信に取り組んでいく。
124	ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。〔厚生労働省、経済産業省〕	厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する就職支援や留学生と企業とのマッチングを行っているほか、JETROと連携したセミナーを開催するなど、関係機関とも連携を図り対応している。	引き続き、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。
		経済産業省	留学生と中小企業とのマッチングの機会の提供等により、中小企業のニーズに応じた多様な人材の確保の推進を図っている。	引き続き、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、外国人留学生を含む多様な人材の発掘・確保・定着を支援していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
125	入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。〔文部科学省〕	文部科学省	文部科学省委託事業「日本留学海外拠点連携推進事業」において、優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、大学等での教育研究、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する取組を行っている。	引き続き、委託事業の取組みを推進するとともに、日本国内の政策動向や現地の学生の就職希望状況、国内企業ニーズ等の情報収集・分析をふまえ、国内就職を見据えた優秀な留学生獲得のための取組等の強化を図る。
126	アジアの優秀な理系分野の人材の環流促進を目指すイノベティブ・アジア事業では、関係機関との連携強化を図り、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の活用、インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供を実施する。〔外務省、法務省、経済産業省、文部科学省〕	外務省	・コロナの状況に鑑み、リモートを中心としてイノベティブ・アジア研修員46名が在籍期間中に、13名が卒業後にインターンシップを実施した。 ・令和2年11月6日(金)、7(土)にオンラインによる企業交流会を実施した。2日間で延べ25社(JETROからの紹介企業含む)、イノベティブ・アジア研修員81名がイベントに参加し、研修員は興味、関心のある企業との交流の機会を得た。 ・「JETRO伴走型支援」との連携強化に向け、高度外国人材活躍推進コーディネーター等、JETROおよびJICA関係者間での進捗・情報共有を行った。	今回は令和3年3月にも、同様に企業交流会を実施する。 引き続き、高度外国人材活躍推進プラットフォームにおけるJETROポータルサイトへのイベント情報の掲載、および「JETRO伴走型支援」との連携した企業とイノベティブ・アジア生のマッチング強化に取り組む。
		法務省	イノベティブ・アジア事業においてパートナー校として指定を受けている大学を卒業等した者及び同事業の一定の研修を修了した者が日本での就職を希望する場合、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算や在留申請に係る提出書類の簡素化の措置を講じている。	引き続き、当該制度の適正な運用に努める。
		経済産業省	高度外国人材活躍推進プラットフォームにおいては、留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の我が国での就職の促進に向け、イノベティブ・アジア事業の取組など、日本企業への就職に関心を持つ外国人材を対象とした各種イベントや施策の情報発信を一元的に実施している。	我が国への就職に熱心な学生等の優秀な人材を確保すべく、引き続き、高度外国人材活躍推進プラットフォームのポータルサイトにおいて、関連事業や支援施策の情報掲載を行い、関係省庁連携の下、一元的な情報発信を行っていく。
		文部科学省	平成30年度に国費外国人留学生制度において、イノベティブ・アジア事業に関連するプログラムを採択した。国費外国人留学生として採用され、イノベティブ・アジア事業の対象とされた学生に対し、令和2年度も引き続き支援中である。	引き続き、支援を実施する。
127	介護施設等が行う外国人介護人材の技能向上のための研修や、外国人を対象に行う研修の講師養成等を行うほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を更に推進する。 また、我が国の大学等に在籍する留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学継続が困難な学生等を対象とした給付型の奨学金事業において、今後の介護分野における推薦状況を踏まえつつ、支援を推進する。〔厚生労働省、文部科学省〕	厚生労働省	令和元年度から、都道府県等において、外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修を実施したり、研修講師の養成研修等を実施した場合における必要な経費を補助する制度を創設し、令和元年度補正予算において介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続の支援を実施した。	引き続き、外国人介護人材の受入環境の整備に向けて、必要な事業の実施に努める。
		文部科学省	介護分野も含めた外国人留学生を対象として、支援を実施済。 留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)について <a href="https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/about.html">https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/about.html</a>	引き続き、介護分野も含めた外国人留学生を対象として支援を実施する。
128	留学生と企業が接触する機会となるインターンシップの促進に向けて、活動内容や在留資格手続に係る運用の見直しを行うとともに、留学生の日本での就労に必要な手続について、モデルケースの提示やフローの見える化を図る。また、適切な手続方法について大学や企業等に引き続き広く周知する。〔法務省、文部科学省、経済産業省〕	法務省	国内留学生向けのインターンシップや留学生の日本での就労に必要な手続等の明確化について、モデルケースやフロー図を作成し、令和2年12月に出入国在留管理庁のHPに掲載した。	引き続き、留学生のインターンシップや就職の促進に係る必要な情報を、大学や企業等に広く周知していく。
		文部科学省	出入国在留管理庁における資料作成等の過程で、当省に確認を要する事項があれば迅速に対応することとしている。	出入国在留管理庁等と連携して、出入国在留管理庁が作成するHP等の内容について大学への周知徹底を図る。
		経済産業省	出入国在留管理庁が策定した「外国の大学の学生が行うインターンシップに係るガイドライン」について企業等に周知を実施している。	引き続き、「外国の大学の学生が行うインターンシップに係るガイドライン」について企業等に周知を行う。
129	外国人在留支援センターを拠点にインターンシップに係る説明会やセミナー等を通じ、企業における留学生や海外からのインターンシップの受入れ促進を図る。ただし、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ対応する。〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕	法務省	【法務省、経済産業省】 高度外国人材の受入れ促進に向けたインターンシップ事業の実施に向けて、外国人在留支援センター(FRESC)の運営協議会の場等を活用し、各連携機関への事業の周知を実施した。また、令和2年10月に外国人在留支援センター(FRESC)よりオンライン配信した他省庁にて実施する新型コロナウイルス対策関連施策のWEBセミナーにおいても、合わせてインターンシップ事業等の周知を行った。インターンシップ事業に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、オンラインにより事業実施中である。	インターンシップ事業に関しては新型コロナウイルスの影響も考慮し、引き続きオンラインによる事業実施を進めていくとともに、関連情報に関しては外国人在留支援センター(FRESC)を活用した情報共有を行っていく。
		経済産業省		
		厚生労働省	外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを中心に、留学生に対する就職支援や留学生と企業とのマッチングを行っているほか、JETROと連携したセミナーを開催するなど、関係機関とも連携を図り対応している。	引き続き、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人への掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。 また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。
130	新たに策定した「特定活動」(告示第9号)の在留資格に係るインターンシップガイドラインについての周知を図り、より一層適正な制度の利用を促進する。〔法務省〕	法務省	令和2年5月に「特定活動」(告示第9号)の在留資格に係るインターンシップガイドラインを策定し、法務省ホームページにおいて公表・周知した。	引き続き、当該施策の周知に努める。
131	総合的対応策による取組を踏まえ、留学生の国内就職関連情報について在外公館を通じ情報発信を行う。〔外務省〕	外務省	コロナ禍による我が国の水際対策により留学生が渡日できない状況であったことや、各国における新型コロナウイルス感染症の感染状況等により積極的な情報発信活動が行えない状況であった。	各国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、手段を工夫しつつ、情報発信を行っていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
132	外国人留学生等を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施するとともに、その実績等を踏まえ、就職活動中の留学生にも効果的な形式・カリキュラムについて検討する。あわせて、研修事業の知見を基に職場定着のための研修モデルカリキュラムを作成する。さらに、モデルカリキュラムや「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」等を活用して、事業主向けセミナー等を通じ、事業主や職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和元年度より、外国人留学生を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施している。	引き続き、当該研修を実施するとともに、令和2年度中に、当該研修で得た知見等を基に留学生の職場定着のための研修モデルカリキュラムを作成する。
133	事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。 ・ 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した「雇用管理に役立つ多言語用語集」を作成し、事業主や外国人に周知するとともに、多言語自動翻訳技術の基礎的データとして活用することにより、雇用管理に係る用語の翻訳精度の向上を図る。 ・ 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置を新設したところ、同助成金の活用が図られるよう、周知等を行っている。 ・ 外国人就労・定着支援研修事業の知見を基に外国人労働者の職場定着のための研修のモデルカリキュラムを作成し、外国人を雇用する企業等へ周知する。 ・ 多言語はもとより、事業主と外国人労働者双方が理解可能な言語としての「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信（ホームページ、SNS、パンフレット等）を強化する。取り分け、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた場合等のきめ細かな再就職支援のため、雇用保険など離職時に必要な手続等の情報をまとめたリーフレット等をやさしい日本語を含む多言語で周知する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	①「雇用管理に役立つ多言語用語集及び翻訳データの作成・普及事業」を開始した。企業ヒアリングを実施するとともに、有識者研究会を開催し、事業の成果物である用語集等について議論を行った。 ②外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置として、令和2年度より人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）を開始し、同助成金の活用促進のためホームページ等により周知等を行っている。 ③外国人就労・定着支援研修事業の知見等を基に外国人労働者の職場定着のための研修のモデルカリキュラムの作成を検討中である。 ④新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている方への支援策をまとめたパンフレットについて、やさしい日本語を含む15言語による翻訳を実施し、令和2年6月にホームページに掲載・公表した。その後の状況変化に応じて、同年10月に更新版を公表した。 また、離職等をした外国人労働者向けにハローワークの利用方法や雇用保険の手続き等の情報をまとめたパンフレットや動画について、やさしい日本語を含む15言語により作成し、令和2年10月に公表した。	①令和3年3月までに、「雇用管理に役立つ多言語用語集」等を策定し、厚生労働省ホームページ等を通じて周知を行う。 ②引き続き、同助成金の活用が図られるよう周知等を行っていく。 ③令和2年度中に、外国人就労・定着支援研修事業の知見等を基に外国人労働者の職場定着のための研修のモデルカリキュラムを作成する。 ④引き続き、多言語・やさしい日本語による情報発信に努める。
134	キャリアコンサルタント向け講習等を通じ、留学生や企業実務（ダイバーシティ経営等）等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	キャリアコンサルタント向けのオンラインによる研修コンテンツに、留学生の支援に必要な内容を加える改訂を行い、令和2年10月22日より改訂版の研修を提供している。本研修等を通じて留学生や企業実務等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行っている。	引き続き、留学生や企業実務等に精通したキャリアコンサルタントの育成に取り組むため、令和3年度、外国人支援に係る内容を拡充したキャリアコンサルタント向けのオンラインによる研修コンテンツを開発する。
135	元留学生等の外国人社員を含め企業内におけるキャリアコンサルティングを積極的に実施することにより、外国人材の活躍や定着につながる企業の事例を取りまとめ、周知を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	企業内におけるキャリアコンサルティングの積極的な活用により、外国人材の活躍や定着につながっている企業事例を含めた好事例を収集中である。	令和2年度内に好事例をとりまとめ周知を行うとともに、令和3年度以降も引き続き周知に取り組んでいく。
136	大学と労働局（ハローワーク）の間で、協力協定の締結等を通じて連携を強化し、留学早期の就活セミナーから、インターンシップ、就職活動期の個別相談、就職面接会等に至るまでの外国人留学生に対する一貫した就職支援を実施する。〔厚生労働省、文部科学省〕	厚生労働省	令和2年11月に上智大学とハローワーク新宿（東京外国人雇用サービスセンター）が、全国初となる「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」を締結し、留学早期からその後の就職・定着まで一貫してサポートする取組を開始した。	大学とハローワークの留学生就職支援協定の締結を進め、留学生の国内就職・定着を促進していく。
		文部科学省	令和2年11月に上智大学とハローワーク新宿が、全国初となる「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」を締結したことを受け、各国公私立大学に対して、本取組の促進を目的に情報提供した。	引き続き、本取組が促進されるよう、各国公私立大学に情報提供していく。
137	労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和2年度において、安定所に配置する外国人労働者専門官や相談員を増員し、雇用管理改善等に向けた相談・指導等の充実に取り組んでいる。	引き続き、雇用管理改善等に向けた相談・指導等の充実を図り外国人の職場定着を支援していくとともに、必要な体制整備を図る。
		厚生労働省	令和2年度においては労働基準監督官を増員し、引き続き外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組んでいる。また、更なる体制整備に向けて労働基準監督官の増員の検討を進めた。	引き続き、労働基準監督官による外国人労働者の労働条件の履行確保に取り組むとともに、必要な体制整備を図る。
138	技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあることから、技能実習生の出入国・在留状況等に関して、出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の間の情報連携を強化し、実習実施者に所属する技能実習生の現況の把握をより確実に行うことで、外国人技能実習機構による迅速かつ効果的な実地検査を実施する体制を強化する。 また、外国人技能実習機構の業務システムについて、技能実習適正化法施行後の業務実施状況等を踏まえた構成とすることで、更なる制度適正化及び技能実習生の保護を図る。〔法務省、厚生労働省〕	法務省	【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構において、より迅速かつ効果的な実地検査を実施する体制を確保するため、出入国在留管理庁が保有する技能実習生の現況に関する情報及び受入れ企業に係る情報について、同機構が随時確認できるようにする方向で検討を進めている。 また、外国人技能実習機構の業務システムについて、令和4年度中にシステムのサーバー耐用年数が切れることから、令和3年度概算要求において、次期システムの設計・開発等に必要な経費を要求した。	具体的な運用方法等について引き続き検討を進める。 今後、国会において令和3年度予算案が審議される。
		厚生労働省		

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
139	我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けに、特定技能外国人の受入れ分野(14分野)等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材を開発するとともに、関係省庁、業界団体等に対してそれら視聴覚教材の活用方法を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援する。視聴覚教材については、令和元年度、日本語を含む11言語で作成したところ、令和2年度には対応言語を拡充して14か国語対応とするほか、VR技術等を用いた危険体感教育用教材を作成する。併せて、危険有害業務に係る補助教材等の充実を図るなど、外国人労働者の労働災害の防止対策のためのツールを充実・強化する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	令和元年度に特定技能外国人の受入れ分野(14分野)等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材について、日本語を含む11か国語で作成し、業界団体等に対して、それら視聴覚教材の活用方法を周知するとともに、事業者に対して、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう指導している。令和2年度には対応言語を拡充して14か国語対応とするほか、VR技術等を用いた危険体感教育用教材や危険有害業務に係る視聴覚教材(14か国語)を作成中である。	令和2年度に作成する教材について、HPで提供し、事業者等の活用を促すとともに、令和3年度では、業種、作業等を拡充する。
140	都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14か国語(日本語を含む。)で対応しており、引き続き相談対応の確実な運営の実施を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて14か国語(日本語を含む。)で対応している。	引き続き、各相談窓口において14か国語での相談対応の確実な運営を行う。
141	都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、新たに「多言語コンタクトセンター」(電話通訳)の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、14か国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」を活用するとともに、外国人労働者に対する簡易な案内、制度の一般的な説明等に活用するため、令和2年5月に雇用環境・均等部(室)に多言語音声翻訳システム(アプリ)を搭載した端末を設置した。	引き続き、雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、14か国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」を活用するとともに、外国人労働者に対する簡易な案内、制度の一般的な説明等に活用するため、雇用環境・均等部(室)に多言語音声翻訳システム(アプリ)を搭載した端末を設置する。
142	事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	平成31年1月に、労働者死傷病報告の様式を改正し、被災した外国人労働者の国籍欄及び在留資格欄を追加した。令和2年5月には、外国人労働者の労働災害の傾向等を分析した結果を含め労働災害発生状況を公表し、令和2年11月には、より詳細な分析結果を、労働政策審議会安全衛生分科会の参考資料とした。	引き続き、外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用していく。
143	多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図ったところ、引き続き丁寧な相談対応を実施する。また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	多言語コンタクトセンターの活用や通訳員の配置等により、全てのハローワークにおいて、多言語による相談対応を実施している。また、多言語音声翻訳機器を各ハローワークに設置し、外国人に対する簡易な案内等に活用することにより、より効率的かつ効果的に支援が行えるようにしている。また、ハローワークへの来所が困難な場合等に多言語で電話相談を受けられるよう、ハローワークコールセンターに多言語窓口を設置した。	引き続き、ハローワークにおける多言語相談支援体制の整備に努め、外国人求職者に対するきめ細やかな相談支援を実施していく。
144	特定技能外国人を含む外国人材の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での就職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応(14か国語)により、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報の提供を行うなど、できる限り本人の希望に沿った就職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	多言語コンタクトセンターの活用や通訳員の配置等により、全てのハローワークにおいて、多言語による相談対応を実施し、地元企業の情報提供や外国人が応募しやすい求人確保を行うなど、できる限り本人の希望に沿った転職が可能となるよう支援を行っている。	引き続き、多言語コンタクトセンターや通訳員の活用等を図りながら、地元企業の情報提供等を含め、できる限り本人の希望に沿った転職が可能となるよう支援を行っていく。
145	外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業(外国人就労・定着支援研修事業)について、実施地域及び対象者数の拡充を図ったところ、引き続き着実に実施する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に外国人労働者に係る相談支援体制等を強化し、専門相談員による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供等により、安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を行った。また、外国人就労・定着支援研修事業についても、対象者数を拡充するなど着実に実施している。	引き続き、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に、外国人求職者の安定的な就労の促進及び職場定着に向けた支援を実施していく。
146	定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を図ることで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練について、令和2年度は、5県で実施した(令和2年11月末時点)。定住外国人職業訓練コーディネーターについて、令和2年度は、3か所に配置した。また、令和2年1月に取組事例をとりまとめて都道府県等へ周知を行った。	定住外国人の日本語能力に配慮した職業訓練については、都道府県等が地域の訓練ニーズに応じて、委託により実施することを可能としており、今後も引き続き実施するほか、都道府県等の必要に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターを引き続き、配置する。
147	人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	厚生労働省のホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等により、事業主等に対して人材開発支援助成金制度の周知・広報を実施している。	今後ともホームページや各種パンフレット、都道府県労働局の助成金説明会等を活用し、周知・広報を図る。
148	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人を雇用する事業所の雇用維持支援及び離職を余儀なくされた外国人労働者に対する就職支援等のため、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に外国人労働者に係る相談支援体制等を強化する。また、ハローワークへの来所が困難な場合等に多言語で電話相談を受けられるよう対応の充実を図る。〔厚生労働省〕	厚生労働省	補正予算も活用しつつ、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に専門相談員や通訳員を追加配置するなど外国人労働者に係る相談支援体制等を強化した。また、令和2年10月より、ハローワークへの来所が困難な場合等に多言語で電話相談を受けられるよう、ハローワークコールセンターに多言語窓口を設置した。	拡充した相談支援体制の下で、引き続き、外国人労働者が特に多い地域のハローワークを中心に、外国人を雇用する事業所の雇用維持支援及び離職を余儀なくされた外国人労働者に対する就職支援等を実施していく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
149	社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	社会保険の加入促進にあたり、法務省からの特定技能外国人、特定技能所属機関等の情報に係る提供方法等について、令和元年6月から、提供を受けた情報を活用し、特定技能外国人、特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。 国民健康保険について、市町村の取組に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組等を行っている市町村を評価対象としている。	引き続き、法務省から提供される特定技能外国人、特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人、特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。 国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組について、引き続き周知していく。
150	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。〔厚生労働省〕	厚生労働省	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用について、特別調整交付金による財政支援の対象とし、支援メニューを充実させた。	外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用について、特別調整交付金による財政支援の対象としていく。
151	地方出入国在留管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。 このため、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況等を適切に確認し、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めない。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の特定技能外国人に係る法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることについて引き続き検討する。〔法務省、厚生労働省〕	法務省  厚生労働省	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを、特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として規定した上で、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」において、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とする旨を明記した。 また、地方出入国在留管理官署では、在留諸申請において、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とすることとしている。 さらに、特定技能制度については、社会保険に係る情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について協議し、厚生労働省へ必要な情報提供を行っている。 その他の在留資格を有する外国人についても、地方公共団体から外国人の社会保険制度上の義務の履行状況等の聞き取りを行うなど、特に要望が多い国民健康保険料(税)の滞納者に対する在留諸申請における対応について検討を進めている。  法務省において、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした特定技能所属機関については受入れを認めないことや、国民健康保険・国民年金保険料を一定程度滞納した特定技能外国人からの在留資格更新等許可申請を不許可とすることとしており、厚生労働省として、保険料納付状況を確認するための書類交付について連携・協力を行っている。 また、社会保険の加入促進にあたり、法務省からの特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報に係る提供方法等について、令和元年6月から、提供を受けた情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組んでいる。 国民健康保険においては、引き続き、特定技能外国人に係る法務省との情報連携について取りまとめを行い、特定技能外国人の国民健康保険の加入促進に取り組んでいる。	引き続き、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、社会保険制度上の義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、厚生労働省に対し必要な情報提供を行うなどして、社会保険制度上の義務の確実な履行の確保を図る。 また、その他の在留資格を有する外国人についても、引き続き、地方公共団体の要望を踏まえ、まずは国民健康保険料(税)の滞納者に対する在留諸申請における対応策の検討を進める。  法務省における、社会保険料を一定程度滞納した特定技能所属機関に対する受入れを認めない取組や、国民健康保険・国民年金保険料を一定程度滞納した特定技能外国人からの在留資格更新等許可申請を不許可とする取組について、引き続き、厚生労働省として連携・協力を行う。 また、引き続き、法務省から提供される特定技能外国人及び特定技能所属機関等の情報を活用し、特定技能外国人及び特定技能所属機関等への社会保険の加入促進に取り組む。 国民健康保険においては、引き続き、特定技能外国人の国民健康保険の加入促進に取り組む。
152	国内居住者が国内の保険医療機関を受診した場合に保険給付を行うという健康保険制度の基本的な考えに立ち返り、海外の医療機関を受診した場合の給付は例外であることの徹底や、適正な認定事務の確保のため、健康保険法等の改正により、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、国籍を問わず原則として国内に居住しているという要件が導入され、令和2年4月から施行されており、円滑に制度が運用されるよう、引き続き取り組んでいく。 また、国民健康保険については、市町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する枠組みが適切に実施されるよう、引き続き取り組んでいく。国民健康保険の資格管理の適正化の観点から、健康保険法等の改正により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報が明確化されたことを受けて、着実に適正化を図る。 さらに、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要な書類の統一化を図り、審査の厳格化を行うよう通知を発出したところであり、海外療養費における不正受給対策と併せて、引き続き実施の促進を図る。 加えて、他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求められることができること、その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないことなど、本人確認を実施する場合の方法に関する通知を発出したところであり、適切な運用を図っていく。また、医療機関等におけるオンライン資格確認が開始された場合には、マイナンバーカードのICチップの読み取りにより、マイナンバーカードによる本人確認及び被保険者証の即時の有効性確認が可能となる。〔法務省、厚生労働省〕	法務省  厚生労働省	国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度は、平成31年1月7日から本格的に運用が開始されており、当該通知制度が適切に実施されるよう厚生労働省と連携して取り組んでいる。  健康保険の被扶養認定や国民年金第3号被保険者の認定における国内居住要件が令和2年4月1日に施行された。 また、国民健康保険においては、市町村から法務省に通知する枠組みについて、通知対象を拡大する通知を平成31年1月7日に発出した。また、令和元年5月15日に成立した医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報を明確化した(令和元年5月22日施行)。 更に、平成31年4月1日に通知を発出し、海外出産に係る出産育児一時金について、海外療養費における対応も踏まえつつ、支給の適正化に向けた対策等の周知を行った。 いわゆる「なりすまし」対策については、令和2年1月10日に事務連絡を発出し、医療機関等における本人確認の実施方法について周知を行った。 マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用に向け、システム構築等を進めている。	今後も引き続き厚生労働省と連携しながら適切に取り組んでいく。  令和2年4月1日より施行された健康保険の被扶養認定や国民年金第3号被保険者の認定における国内居住要件について、円滑に制度が運用されるよう、引き続き取り組んでいく。 国保における資格管理や支給の適正化について、引き続き周知していく。 オンライン資格確認の本格運用を令和3年3月から開始する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
153	地方出入国在留管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。 また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うほか、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることを引き続き検討する。〔法務省(国税庁、総務省)〕	法務省	「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」において、特定技能所属機関が労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることを、特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として規定した上で、同月20日に法務省ホームページで公表した「特定技能外国人受入れに関する運用要領」において、特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とする旨を明記した。 また、地方出入国在留管理官署では、在留諸申請において、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とすることとしている。 さらに、特定技能制度においては、情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について協議し、国税庁へ必要な情報提供を行っている。 その他の在留資格を有する外国人についても、一定程度の滞納がある場合については、在留諸申請が不許可となることがある旨記載した総務省作成のリーフレットを地方出入国在留管理局に設置するなどの対応を行った。	特定技能外国人及び特定技能所属機関に対し、納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある場合には、特定技能外国人に対する在留諸申請を不許可等とするほか、国税当局に対し必要な情報提供を行うなどして、納税義務の確実な履行の確保を図る。 その他の在留資格を有する者についても、引き続き、納税義務を履行しない者に対して在留諸申請においてとり得る措置についての検討を進める。
		国税庁	情報連携に必要な連絡窓口や方法などの体制整備について、平成31年3月、法務当局との協議を了し、当局間で内容を確認した。	法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。
		総務省	法務当局が特定技能所属機関・特定技能外国人の納税義務の履行状況を確認する手段や手順について、法務省と必要な協議を行い、当局間で内容を確認した。	法務当局から情報提供があった場合には、提供を受けた情報の活用などにより納税義務の確実な履行の確保を図る。
154	受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援を実施することとし、出入国在留管理庁は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕	法務省	平成31年3月20日に法務省ホームページで公表した「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)が行うべき支援として、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能であることを案内するよう明記した。	特定技能所属機関(又は契約により委託を受けた登録支援機関)からの届出情報などを通じて、特定技能所属機関等が、1号特定技能外国人に対して、住民税納付の仕組みとして、離職後の納税については一括納税や納税管理人制度の利用が可能であることを案内する旨の支援を引き続き行っていることを確認し、1号特定技能外国人に対する支援の適切な履行を図る。
155	個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。 また、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度について、引き続き、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕	総務省	特別徴収の推進、一括徴収制度及び納税管理人制度の推進について、地方公共団体宛事務連絡に記載し、これら施策の推進を依頼した。 また、これらの施策については、「生活・就労ガイドブック」にも記載済みである。 令和2年度は、新たに在留外国人に対する個人住民税の制度周知用多言語パンフレット及び賦課徴収に関する多言語フレーズ集を作成して総務省HPに掲載したほか、全国の地方公共団体や、地方出入国在留管理局・支局、地方労働局へ配布し、周知を依頼したところである。	引き続き、地方公共団体に対して制度の周知を図るとともに、必要に応じて、外国人労働者本人が個人住民税の仕組みを理解し、適切に納付できるよう、その周知方法を検討していく。
156	国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられているために、国外で一定以上の所得を稼働している親族でも控除の対象とされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税について、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除を適用しないこととする。〔財務省〕	財務省	令和2年度税制改正において、30歳以上70歳未満の国外扶養親族(留学生、障害者及び送金関係書類において年間38万円以上の送金等が確認できる者を除く。)について、扶養控除を適用しないこととする見直しを行った。なお、この改正は令和5年分以後の所得税について適用される。	令和2年度税制改正により対応済み。
157	公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数について、現行の3年から5年に引き上げるよう、見直しを行う。〔厚生労働省〕	厚生労働省	公的年金制度の脱退一時金の支給上限年数について、現行の3年から5年に引き上げるよう、政令改正を行った(令和2年12月23日公布・令和3年4月1日施行)。	改正内容について、周知徹底を図る。
158	外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備を推進する。〔法務省〕	法務省	外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備を進めている。	外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備を進めており、令和4年3月末までにその開発を完了する予定である。
159	現在、在留申請オンラインシステムを利用できる外国人は、上場企業や大学等に所属・在籍する者に限られているところ、これを拡大し、中小企業や専門学校、日本語学校に所属・在籍する外国人も利用できるようにするほか、更なる利用者の拡大及び所属機関の職員等のみならず外国人本人がオンラインシステムを利用して申請を可能とすることを検討する。また、在留カード有効期間更新申請等による在留カードの再交付申請のオンライン化についても検討する。〔法務省〕	法務省	在留申請オンラインシステムを利用できる外国人は、上場企業や大学等に所属・在籍する者に限られていたところ、これを拡大し、中小企業や専門学校、日本語学校に所属・在籍する外国人も利用できるようにした。また、更なる利用者の拡大及び所属機関の職員等のみならず外国人本人がオンラインシステムを利用して申請を可能とするためのシステム整備について検討を進めていると共に在留カード有効期間更新申請等による在留カード再交付申請のオンライン化のためのシステム整備についても検討を進めている。	在留申請オンラインシステムを利用できる外国人について、更なる利用者の拡大及び所属機関の職員等のみならず外国人本人がオンラインシステムを利用して申請を可能とするためのシステム整備と在留カード有効期間更新申請等による在留カード再交付申請のオンライン化のためのシステム整備について引き続き検討を行う。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
160	新規に上陸する中長期在留者に対しては、地方出入国在留管理官署において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行うとともに、在外公館における査証申請時にマイナンバーカード申請書の確認等を通じ再度周知等を行う。また、市区町村での居住地届出義務の案内と併せてマイナンバーカードの取得の周知等を行っているところ、これを継続して実施するとともに、住所地市区町村に転入届がなされ住民票を作成する機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進する。既に本邦に在留する中長期在留者に対しては、地方出入国在留管理官署において、在留期間更新許可申請時等に来庁する全ての中長期在留者に、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、市区町村における引越しの際の転入届やその他の手続きの機会を捉えてマイナンバーカードの申請受付を行い、取得を促進する。また、令和元年度に地方出入国在留管理官署と市区町村が連携して実施したモデル事業の結果を踏まえ、市区町村の要請を受けて、マイナンバーカードの申請支援の取組の横展開を行う。これらの対応を行うことにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図る。〔法務省、外務省、総務省〕	法務省	マイナンバーカード申請支援のための「地方出入国在留管理官署におけるマイナンバーカード申請サポート事業」の実施に向けて、令和2年10月に、総務省と本事業に係るガイドブックを地方公共団体宛てに発出し、事業を実施する市区町村の検討を進めている。	令和2年度内の実施に向けて、総務省とともに、市区町村の決定と窓口を設置する地方出入国在留管理官署との調整を行う。
		外務省	令和2年3月16日より、在外公館において、日本に中長期滞在予定の査証申請者に対し、マイナンバーカードの交付申請をするよう広報するとともに、申請者が持参するマイナンバーカード交付申請書の確認を在外公館の査証申請窓口で実施している。具体的には、交付申請書に氏名、生年月日、性別の記載及び顔写真の貼付があることを確認し、右が行われていない場合は指導する。また、交付申請書の提示のない者に対しては、マイナンバーカードの取得に関する多言語広報リーフレット(英語、中国語、ベトナム語)及び交付申請書を配布し、日本入国後の申請を促している。	引き続き在外公館において、日本に中長期滞在予定の査証申請者に対するマイナンバーカードの取得を促進する。
		総務省	在留資格認定証明書交付時にマイナンバーカードの申請案内を行うための英語リーフレット及び交付申請書記載例を作成し、令和元年11月に出入国在留管理庁に協力依頼済みである。在外公館における査証申請時にマイナンバーカードの申請案内を行うための多言語リーフレット(英語・中国語・ベトナム語)を作成し、令和元年11月に外務省に協力依頼済みである。新規上陸時において、マイナンバーカードの取得の周知を行うため、居住地届出義務の案内リーフレットにマイナンバーカードの申請について追記済みである。在留期間更新許可申請時等に来庁する外国人に対し、マイナンバーカード取得及び有効期限について周知する英語リーフレットを作成し、令和元年11月に出入国在留管理庁に協力依頼済みである。令和元年度に一部の地域において試行的に実施したモデル事業の結果を踏まえ、令和2年度以降は「地方出入国在留管理官署におけるマイナンバーカード申請サポート事業」として対象を全国に拡大するため、令和2年10月に、本事業の実施方法をまとめたガイドブックを作成し各市区町村宛てに発出するとともに、事業を実施する市区町村等を検討中である。	「地方出入国在留管理官署におけるマイナンバーカード申請サポート事業」については、令和2年度内の実施に向けて、実施する市区町村の募集・検討や地方出入国在留管理官署との調整等を行う。
161	新生児の住民票作成時において、住民票作成手続等と一体的にマイナンバーカードの取得促進を図ることにより、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境を整備する。引越しの際の転入時にも、住民票作成手続等と併せて確実にマイナンバーカードの書換え手続等を行う。在留カードとマイナンバーカードとの一体化についても、引き続き、検討する。〔総務省、法務省〕	総務省	転入等の行政手続の際には、当該手続の担当課から来庁者に対してマイナンバーカードの申請勧奨及び申請窓口への誘導を実施し、この際、交付申請者の本人確認ができる場合には、申請時来庁方式によるマイナンバーカードの交付申請の受付を実施するよう「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について(依頼)」(令和元年6月28日付け府番第41号、総行住第34号)にて、市区町村に対し依頼済みである。在留カードとマイナンバーカードとの一体化については、関係省庁において制度面・運用面での課題を含め検討し、「在留カードの番号等利用の在り方及び在留管理の電子化に関するタスクフォース」にて各論点について検討中である。	在留カードとマイナンバーカードとの一体化については、各論点についての検討・方針を決定し、その後方針に応じた措置内容の検討や対応等を行い、令和3年中に結論を得る。
		法務省	カードの一体化について、出入国在留管理庁、総務省及び内閣官房番号制度推進室が緊密に協議を行ったほか、その他の関係省庁に対する意見照会や諸外国の制度の調査等、制度面・運用面の課題の検討を続けている。	カードの一体化については、今後「在留カードの番号等の利用の在り方及び在留管理の電子化に関するタスクフォース」において基本構想のとりまとめを行った後、制度の詳細設計を進め、法改正、システム改修等の具体的な措置について更に検討を行い、令和3年中に結論を得る。
162	地方出入国在留管理官署における在留諸申請について、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間(2週間から1か月)内の処理を励行する。特に、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するため、特定技能外国人が地域において速やかに就労を開始できるよう、地方出入国在留管理官署においては、「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請及び登録支援機関登録申請に係る標準処理期間内の処理を励行し、迅速な処理を行う。〔法務省〕	法務省	地方出入国在留管理官署に対し、特定技能外国人の在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については標準処理期間内の処理を励行すること、並びに転職を目的とした1号特定技能外国人に対する在留資格変更許可申請についてはより迅速な処理を行うよう指示している。	引き続き迅速な審査を行うことで、適正かつ円滑な制度の運用を行っていく。
163	「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請における提出書類を横断的に見直し、簡素化を図る。その際には、現在、受入れ機関が過去一定期間内に提出したことがある書類については、提出を省略する取扱いを行っているところ、当該機関の受入れ状況、定期・随時の届出義務の履行状況等を踏まえ、当該取扱いを拡充し、提出書類の削減を図る。〔法務省〕	法務省	提出書類の簡素化の具体策について関係省庁とともに検討を進めている。	令和2年度中に出入国在留管理庁ホームページ等において結論を出せるよう具体的な検討を進める。
164	現状、紙媒体で交付している在留資格認定証明書について、電子ファイルなど電磁的記録による交付を可能とすることにより、外国人等の利便性向上を図るとともに、上陸審査手続や在留審査手続の円滑化を促進することを検討する。〔法務省〕	法務省	在留資格認定証明書について、電子ファイルなど電磁的記録による交付を可能とするためのシステム整備について検討を進めている。	在留資格認定証明書について、電子ファイルなど電磁的記録による交付を可能とするためのシステム整備について引き続き検討を行う。
165	令和2年3月から在留カード番号が追加された外国人雇用状況届出情報を活用して、外国人の就労状況の正確な把握、効率的な摘発のための偽装滞在者等の特定を進める。また、法務省が保有する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報をオンラインで連携する検討を進める。〔法務省、厚生労働省〕	法務省	・外国人雇用状況届出事項に関して、令和2年3月から追加されることになった在留カード番号を基に情報を分析した上で不法就労外国人を特定し、効果的な摘発に向けた調査を実施している。 ・令和2年3月、外国人雇用状況の届出事項に在留カード番号が追加されたことにより、法務省が保有する外国人に関する情報との突合に成功する外国人雇用状況届出情報が全体の85%程度まで向上した。これにより外国人の就労状況をより的確に把握することが可能となった。 ・法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報のオンラインによる情報連携について、令和3年3月中の連携開始に向けて、両省庁間で調整を進めている。	・引き続き、外国人雇用状況届出情報を分析、活用して不法就労外国人の摘発に向けた取組を行っていく。 ・厚生労働省と調整を進め、令和3年3月中に法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報のオンラインによる情報連携を開始する。 ・オンライン化により迅速かつ正確な外国人の就労状況の把握が可能となるため、同情報を用いてより的確な在留管理、雇用管理を進めるとともに、不法就労者を特定した効率的な摘発等偽装滞在者対策を実施する。 ・突合率の更なる向上に向け、外国人雇用状況の届出事項の正確な記載に関する事業者への周知について、厚生労働省と連携して取り組む。
		厚生労働省	法務省が把握する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案等について、法務省から情報提供を受け、ハローワークにおいて届出義務を履行させるための指導等を行っている。また、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省と厚生労働省が把握する情報をオンラインで連携するための具体的な調整を進めている。	引き続き、法務省が把握する外国人に関する情報と、在留カード番号を含めた厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報とを共有し、ハローワークにおいてその確認や届出指導等を行う。また、適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省と厚生労働省が把握する情報のオンラインによる連携を令和3年3月中に開始する。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
166	在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書等の記載事項の更なる見直しの検討を含め、在留外国人について業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握し、外国人雇用状況届出情報とともに、外国人の就職状況をシームレスに把握し外国人の就労に関する統計の充実・活用を図る。〔法務省〕	法務省	在留外国人の業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握し、就労に関する統計の充実・活用を図るため、令和2年度中に出入国管理及び難民認定法施行規則について所要の規定を改正する予定である。	引き続き、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正するための所要の準備を進める。
167	就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう、統計調査等を引き続き実施する。〔厚生労働省、法務省〕	法務省	技能実習生の雇用形態、賃金等については、厚生労働省が実施する賃金構造基本統計調査を原則としつつ、農林漁業分野は令和元年9月に実習実施者から提出される実施状況報告書の見直しを行った。	見直した実施状況報告書に基づき適切に実態の把握に努める。
		厚生労働省	技能実習生の雇用形態、賃金等については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」を原則としつつ、農林漁業分野は令和元年9月に実習実施者から提出される実施状況報告書の見直しを行った。	見直した実施状況報告書に基づき適切に実態の把握に努める。
			農林漁業以外の産業については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において、外国人労働者の賃金等を把握できるよう、令和元年調査より「在留資格」の項目を追加する調査計画の変更を行っている。令和元年調査の結果は、令和2年3月31日に公表した。	令和2年調査以降も引き続き実施していく。
168	出入国在留管理庁において、外国人の円滑な受入れやその受入れ環境の整備に関する業務を適切に遂行するため、その職員に対する研修の充実や、必要な出入国管理システムの改修を含め人的・物的体制の整備を図ることとする。〔法務省〕	法務省	令和2年度増員要求においては、他省庁からの定員振替等を含め、出入国在留管理庁全体で559人の増員措置が認められた。 職員に対する研修については、受入環境調整担当職員を対象とした研修を実施しているほか、若手職員向けの研修等においても、受入環境調整に関する講義の実施を検討している。	引き続き、研修の充実のほか、必要な人的・物的体制の整備について検討する。
169	在留資格の要件として日本語能力を課している場合、立証資料として日本語能力試験（JLPT）等の証明書の提出を求めているが、その偽変造対策を強化するため、出入国在留管理庁と関係省庁等との情報連携により真偽判定を行い、在留審査を適切に実施する。〔法務省、外務省〕	法務省	出入国在留管理庁と関係省庁等の情報連携により、日本語能力試験（JLPT）の証明書の真偽判定が行えるよう引き続き協議を行っているところ、第一段階の対応として、試験実施団体において、出入国在留管理庁からの一括照会に対応できる体制の構築を行っている。	令和2年度内に、日本語能力試験（JLPT）の証明書の真偽判定について、出入国在留管理庁から試験実施団体への一括照会に係る運用を開始する予定である。
		外務省	JFT-Basicについては、判定結果通知書の真偽確認のシステムを導入し、出入国在留管理庁に提供済みである。JLPT海外受験者の証明書の確認については、個人情報保護に留意しつつ、出入国在留管理庁からの照会データを、国際交流基金側で一括回答できるように、国際交流基金がシステムを構築中である。なお、日本国内受験者分については、公益財団法人日本国際教育支援協会が、別途、出入国在留管理庁と調整中である。	JLPT海外受験者の証明書の真偽確認については、令和2年12月～令和3年1月にかけて当該システムを構築及び試行し、令和3年2月より運用開始する。
170	令和元年に見直しを行った在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料及び地方出入国在留管理局における日本語教育機関の適正性判断について、まずは確実かつ厳格な運用に努める。〔法務省、文部科学省〕	法務省	地方出入国在留管理局において、令和元年に見直しを行った在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料に基づき、適正な審査を実施している。また、日本語教育機関の適正性を確認するため、地方出入国在留管理局において、日本語教育機関からの告示基準の適合性に係る報告をもとに、実地調査を実施している。	引き続き、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の適正な運用及び日本語教育機関の告示基準の適正性の判断のための調査等について着実に実施していく。
		文部科学省	地方出入国在留管理局における審査等の中で、当省に確認を要する事項があれば連携して対応することとしている。	引き続き、出入国在留管理庁と連携して、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の適正な運用及び日本語教育機関の告示基準の適正性の判断のための調査等について着実に実施していく。
171	日本語教育機関の告示基準の改正により、告示基準適合性についての定期的な点検及び点検結果の報告等の義務付けや告示から日本語教育機関を抹消する基準の追加等が行われたことから、地方出入国在留管理局において、日本語教育機関に対し実地調査等を行い、告示基準適合性に係る点検結果報告の適正性について確認し、必要な指導を行い、なお改善がみられない場合等は、告示から抹消する等の厳格な処分等を行い日本語教育機関の適正化を図る。また、当該調査においては、ICTにより記録された出席率等を基に、その適正性についての的確な判断を行う。〔法務省、文部科学省〕	法務省	地方出入国在留管理局において、日本語教育機関からの告示基準の適合性に係る報告をもとに実地調査を実施している。また、日本語教育機関の告示基準の改正に基づく告示基準適合性の定期的な点検に必要な報告等について、予算措置を受け、オンラインでの報告及び当該報告をICTを活用して把握できるようにシステムの開発を進めている。	引き続き、改正した告示基準に基づき、日本語教育機関の適正性についての的確に判断していく。
		文部科学省	地方出入国在留管理局における審査等の中で、当省に確認を要する事項があれば連携して対応することとしている。	引き続き、出入国在留管理庁と連携して、改正した告示基準に基づき、日本語教育機関の適正性についての的確に判断していく。
172	検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。〔警察庁、法務省、外務省〕	警察庁	検挙された留学生に係る日本語教育機関に関する情報を法務省等関係省庁に提供した。	今後も引き続き、日本語教育機関に関する情報を関係省庁に提供予定である。
		法務省	外務省から提供された、査証審査等により判明した要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を、在留資格認定証明書交付申請に係る審査に活用し、厳格な審査を行っている。警察庁から提供を受けた検挙された留学生が在籍する日本語教育機関の情報を参考に、在留諸申請や日本語教育機関への調査において活用し、厳格な審査等を行っている。	両省庁から提供された情報に基づいて、引き続き厳格な審査等を行うとともに、当該審査結果に基づいて本取組の見直しや改善を行い、悪質な日本語教育機関の排除に努める。
		外務省	当該日本語教育機関の情報を在外公館における査証審査の参考として活用している。また、在ベトナム大使館においては不適切な留学斡旋機関の査証申請受付を一定期間停止しており、係る情報を法務省等に提供した。	今後も関係機関との連携を密にする。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
173	留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、各大学、高等専門学校、専修学校に対して留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとともに、出入国在留管理庁と情報共有の上、在籍管理が不十分な大学等に対し、連携して実態調査及び指導を実施することで、留学生の在籍管理について更なる徹底を図る。〔文部科学省〕	文部科学省	<p>出入国在留管理庁と情報共有を図りつつ、通知(令和2年4月9日付け2高学留第5号)を发出し、全国の大学、高等専門学校に対し、留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を要請した。</p> <p>外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について(通知)  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm</a></p> <p>あわせて、令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知した。</p> <p>外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(通知)  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm</a></p>	引き続き、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針に則り、出入国在留管理庁と連携しつつ、各大学等における留学生の在籍管理の徹底を図る。
174	留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を行う。また、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等については、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図る。あわせて、在籍管理の適正を欠く大学等に対する私学助成の減額・不交付措置や大学等名の公表等の制裁を強化する。〔法務省、文部科学省〕	法務省	<p>在籍管理が適正でない大学等について、改善が認められるまでの間、在留資格「留学」の付与を停止する仕組みの構築について、文部科学省と連携し、検討を進めるとともに、留学生の在籍管理状況が適正ではないと疑われる教育機関については、文部科学省と連携し、必要な調査を実施している。</p> <p>また、令和元年に見直しを図った慎重審査対象校の選定方法を的確に運用し、各教育機関の在籍管理状況について適切に判断している。</p>	引き続き、文部科学省と協議を行い、令和2年度内を目途に、省令改正等必要な措置を講じる。
		文部科学省	<p>令和元年6月11日付けで、出入国在留管理庁との連携のもと、留学生の在籍管理に関する新たな対応方針を策定し、全国の大学、高等専門学校、専修学校に周知した。【再掲】施策番号総173で記載</p> <p>外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(通知)  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1418119.htm</a></p>	留学生の在籍管理に関する新たな対応方針に則り、各大学等における留学生の在籍管理を実施していく。 【再掲】施策番号173で記載
175	専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関の告示基準に準じた基準を作成し、当該基準への適合性の確認を受けている留学生別科のみ留学生の受入れを認める仕組みを構築する。加えて、非正規生等について、大学学部進学のための予備教育に受け入れる場合には、留学生別科に係る新基準によるものを除き、在留資格を認めない仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕	法務省	文部科学省に設置された有識者会議からの報告を踏まえつつ、文部科学省と協議を行っている。	引き続き、文部科学省と協議を行い、令和2年度内を目途に、省令改正等必要な措置を講じる。
		文部科学省	令和元年度に文部科学省に「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議」を設置した。現在、基準について出入国在留管理庁と協議中である。	令和2年度内の基準策定を目指し、検討を進める。
176	文部科学省、地方出入国在留管理官署及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕	文部科学省	問題事案が確認された際に、地方出入国在留管理官署と連携して迅速な対応が図れるよう、関係性を構築するなど積極的な取組の検討を都道府県に依頼している。	実際の事案の分析や出入国在留管理庁と連携をしながら、効果的な体制の構築に向けて引き続き検討を行う。
177	各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理官署提出専用の証明書を作成する仕組みのほか、各試験団体が地方出入国在留管理官署からの照会に応じるなどの仕組みを構築し、厳格な審査を実施する。〔法務省〕	法務省	各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、地方出入国在留管理官署提出専用の証明書を作成する仕組みや、各試験団体が地方出入国在留管理官署からの照会に応じる仕組みを構築し、実際に試験団体に照会するなどして、厳格な審査を実施した。	引き続き、これらの仕組みを活用して、厳格な審査に努めていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
178	法務省による技能実習における失踪者に係る情報等の収集・分析の結果、実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。〔法務省、厚生労働省、警察庁〕	法務省	施策内容を受け、地方出入国在留管理官署における情報収集、関係機関への通報、外国人技能実習機構と連携した実地検査等の取組を継続して行っており、悪質な場合は、主務省庁において実習実施者等に対する行政処分等を行うなど厳正に対処している。実地検査や行政処分等の状況については、外国人技能実習機構の「業務統計」又は出入国在留管理庁の「出入国在留管理」において公表しているところ。	今後も引き続き、各種の取組を適切に実施していく。
		厚生労働省	<p>施策内容を受け、外国人技能実習機構において実地検査等の取組を継続して行っており、検査の結果、重大・悪質な違反が認められた場合は、主務省庁において実習実施者等に対する行政処分等を行うなど厳正に対処している。実地検査や行政処分等の状況については、外国人技能実習機構の「業務統計」や厚生労働省のホームページにおいて公表している。</p> <p>技能実習における失踪者については、法務省から厚生労働省へ平成31年・令和元年の1年間に1,555件の通報を受けた。これらの事案については、監督指導等を行い、労働基準関係法令違反が認められたものについては是正するよう指導を行った。</p> <p>なお、外国人技能実習生の実習実施者に対する平成31年・令和元年の監督指導等の状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9,455事業場に監督指導を実施。うち、労働基準関係法令違反が認められたのは6,796事業場</li> <li>○ 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報したのは417件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報されたのは2,501件</li> <li>○ 技能実習生に対する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は34件</li> </ul>	今後も引き続き、各種の取組を適切に実施していく。
		警察庁	出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等についても積極的な取締りを実施している。	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえながら検証を行い、引き続き、適切に施策を推進する。
179	技能実習生の失踪者数は技能実習生の入国・在留者数の増加に伴い近年増加傾向にあることから、失踪者数を減少させるため、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームで示された改善方針を更に具体化、充実させた方針を実施する。〔法務省〕	法務省	令和元年11月に公表した失踪対策のうち、失踪率に着目した実習実施者、監理団体の検査、失踪者を雇用した企業の告発及び公表、失踪先等に係る情報収集の強化については、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理官署に向け通知を発出し、制度の厳格化について監理団体等へ直接周知文を発出済みであり、失踪者に係る情報の関係省庁との共有については、国土交通省との間で情報連携に関する確認書を交わした。	今後も引き続き、各種の取組を適切に実施していく。
180	失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨規定した省令に基づき、実習実施者側の不適正な取扱いに起因する技能実習生の失踪の防止を図る。また、実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨規定した省令に基づき、技能実習生に対する報酬額及びその支払を適切に確認することで、実習実施者による賃金に関する不正行為等の発生を抑制する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕	法務省	【法務省、厚生労働省】 ①「失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨規定した省令」、②「実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨規定した省令」を、令和2年4月に施行し、運用を開始したところである。	今後も引き続き、左記の取組を適切に実施していく。
		厚生労働省		
181	技能実習制度においては、一部の実習実施者等による長時間労働や賃金不払といった労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定時や実地検査時に、実習時間、日本人との同等報酬や人権侵害行為の有無等について確認を徹底する。こういった取組に加え、技能実習生の保護を図るため、人権侵害があるなどやむを得ない場合には実習先の変更が可能であること、不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性があること、外国人技能実習機構の母国語相談窓口等について、個々の技能実習生全員に直接周知する方針を検討する。また、失踪の原因の一つとして、高額な保証金や手数料等が指摘されていることから、これらを未然に防止するため、技能実習生に対する積極的な広報活動を実施する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕	法務省	【法務省、厚生労働省】 外国人技能実習機構における技能実習計画の認定時や実地検査時において、実習実施者等による労働関係法令違反や人権侵害行為の有無等の確認を徹底する。また、技能実習開始後、技能実習生の責任ではない様々な事情により実習の継続が困難になった場合に、実習先の変更ができることや各種相談先等を個々の技能実習生全員に周知する方針として、技能実習生向けの啓発動画やアプリを現在開発中である。	今後も引き続き、左記の取組を適切に実施していく。 また、作成した動画等は、今後、入国前後の講習等で積極的に活用を促す。
		厚生労働省		
182	法務省は、摘発体制の整備を図るとともに、関係機関との協力関係を強化し、情報共有の緊密化・迅速化を図ることにより、一層の摘発を行う。また、インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報をはじめとした情報の収集・分析機能を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発を行う。不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方出入国在留管理官署は、警察や地方労働局等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方出入国在留管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。〔法務省、警察庁、厚生労働省〕	法務省	不法就労外国人対策キャンペーン月間や入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会等を通して、関係機関との連携強化、緊密な情報共有及び協力体制の構築を図っている。また、不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等に関する情報を収集・分析するなどして、効果的かつ効率的な摘発の推進に努めている。	引き続き、関係機関と情報共有の上、緊密に連携し、不法滞在者の縮減に向けた取組を行っていく。
		警察庁	出入国在留管理庁をはじめとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に関与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進している。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等についても積極的な取締りを実施している。	左記施策を継続するとともに、それらの効果を踏まえながら検証を行い、引き続き、適切に施策を推進する。
		厚生労働省	ハローワークにおいて、外国人雇用事業所への雇用管理指導等を実施する中で入管法違反の疑いがある事案を把握した場合の情報提供の徹底について、平成31年3月に各労働局へ発出した通知に基づき、引き続き適切に対応している。また、令和2年11月に警察庁、法務省（出入国在留管理庁）とともに不法就労防止等について経営者団体に協力を要請した。	引き続き、不法就労防止に向けて、ハローワークにおいて、外国人雇用状況届出の履行の徹底を求めるなど事業主への指導・啓発を行う。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
183	除籍・退学後に所在不明となった留学生や失踪技能実習生等の偽装滞在者に対する厳格な在留管理の実現のため、在留カード番号ひも付けにより確度が向上した外国人雇用状況届出情報を活用するとともに、中長期在留者の所属機関に係る電子届出システムの普及拡大等による届出情報処理の迅速化を図り、偽装滞在者に対する在留資格取消手続を積極的に進めていく。〔法務省〕	法務省	令和2年7月、外国人雇用状況届出情報を活用した在留資格取消対象者の選定のための新たなリストを作成し、同リストを毎月各地方出入国在留管理局等に送付して積極的な対応を求めている。また、電子届出システムの普及拡大に関して、同年6月に中長期在留者及び所属機関による出入国在留管理庁電子届出システムの利用者情報登録等の郵送受付を開始するなど、同システムの普及拡大による届出情報処理の迅速化を進めている。	令和2年度末までに、在留資格取消手続の対象者選定のためのリスト活用の状況・効果を検証するとともに、必要に応じて、より効果的な在留管理につなげられる方策を検討する。また、令和2年末までに、中長期在留者及び所属機関による電子届出システムの普及拡大等に向けた包括的な対応策を取りまとめ、実現可能なものから実行に移す。
184	令和2年中を目途に、スマートフォン等で在留カード等のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する在留カード等のICチップデータ読取アプリケーションを導入し、出入国在留管理庁ホームページ等において無料配布する。〔法務省〕	法務省	Windows、MacOS、iOS及びAndroidに対応する在留カード等のICチップデータ読取アプリケーションを開発し、令和2年12月25日から出入国在留管理庁ホームページや各アプリストアで無料配布を開始した。	導入したアプリケーションについては、外国人の雇用主等に広く使用してもらうため、様々な広報活動を行っていくこととしている。
185	地方出入国在留管理官署は、関係機関と緊密に連携し、偽変造在留カードの利用に対する取締りを図り、悪質な利用については厳格に対応する。特に、偽造在留カード密造拠点の発見、摘発等により、偽造在留カードの流通実態の把握に努める。〔法務省等関係機関〕	法務省	地方出入国在留管理官署は偽造在留カード事案について、関係機関と情報共有の上、緊密に連携して調査を行っているところ、令和2年3月、千葉県において偽造在留カード製造拠点を摘発した。	引き続き、関係機関と緊密に連携し、偽造在留カードに関する事案に対する厳格な取り締まりを実施するとともに、同カードの流通経路等の実態解明に努めていく。
186	退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人について、仮放免の条件(指定居住地での居住や就労禁止等)の遵守状況や仮放免継続の必要性等を確認・把握するため、被退令仮放免者である外国人の居住実態や就労事実、仮放免継続事由の存否等に関する適正かつ厳格な動静監視を実施する。調査の結果、条件違反や仮放免事由の消滅等が確認された場合には、仮放免の取消しや仮放免期間の延長不許可により再収容する。また、退去強制業務は出入国在留管理行政のいわば最後のとりでであり、その機能不全は我が国の社会秩序や治安にも大きな影響を与えるところ、仮放免中の逃亡事案が多発し、所在不明者が多数に上っていることを踏まえ、被退令仮放免者の逃亡等をより効果的に防止するため、仮放免の身元保証人となるべき者の適性審査をより慎重に行うとともに、仮放免を認める際の保証金の金額の設定を適正に行うほか、仮放免制度の在り方について、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に新たに設置された「収容・送還に関する専門部会」における検討結果も踏まえつつ、法整備上の措置も含めて検討を行っていく。〔法務省〕	法務省	被退令仮放免者である外国人について、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じつつ、よりメリハリを付けた形で適正かつ厳格な動静監視を実施するとともに、調査の結果、条件違反などが確認された者は、必要に応じて、仮放免を取り消すなどして再収容している。また、身元保証人の適性審査及び保証金の設定に係る通知を令和元年12月に発出しており、同通知に基づき、被退令仮放免者の逃亡等をより効果的に防止できるように努めている。	引き続き、被退令仮放免者に対する厳格な動静監視とその結果に基づく適切な再収容の実施や左記通知に基づく対応により、仮放免制度の適正な運用に努める。また、仮放免制度の在り方について、「収容・送還に関する専門部会」の提言を踏まえ、必要な検討を行っていく。
187	送還忌避者の更なる送還促進に向け、個別送還、小規模の集団送還、保安要員を付しての送還及びチャーター便による集団送還等、事案に応じた形態での送還を一層充実させることとし、このための体制整備を図る。併せて、国際移住機関(IOM)による帰国支援プログラムの活用を推進し、これらの送還忌避者を翻意させ自主的出国を促進するための取組も充実させる。さらに、有効な送還方法の在り方等についても調査研究を行うとともに、「収容・送還に関する専門部会」における検討結果も踏まえて、法整備上の措置を含めて送還忌避者への対応策について検討を行っていく。〔法務省〕	法務省	世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大しているため、我が国に就航する多くの国際定期便が減便、運休している。また、各国ともに感染拡大防止のため、厳格な入国制限を実施しているところ、各国の情勢について注視しつつ、送還可能な国籍について、事案に応じて、個別送還を実施している。さらに、積極的にIOMによる帰国支援プログラムを活用し、より多くの送還忌避者を自主的に帰国させている。なお、令和2年6月に「収容・送還に関する専門部会」で取りまとめられた提言には、送還を促進するための措置の在り方等に関する内容も含まれており、現在、出入国在留管理庁において、この提言を踏まえた必要な検討を行っているところである。	引き続き、「収容・送還に関する専門部会」で取りまとめられた提言を踏まえ、必要な検討を行っていく。
188	帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国が存在することにより、退去強制令書の執行に困難が生じているところ、こうした国について、二国間協議や送還忌避者の身柄引取りに特化したハイレベルな交渉の場等を通じて、身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていく。〔法務省、外務省〕	法務省	帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国については現在、イランであるところ、外務省を通じて、引き続き、帰国用臨時旅券又はこれに代わる身分証の発給を依頼するとともに身柄の引取りに協力するよう同国との交渉を進めている。	引き続き、イランと協議を行い、送還の支障となっている事由の解決・解消に努めていく。
		外務省	イランに対し、法務省と共に問題解決に向けた働きかけを実施している。	引き続き、法務省と協力しつつ、同国へ働きかけを行う。
189	外国人材の受入れに関して、「特定技能」の在留資格については、法務省令において、「退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること」と規定されていることから、被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、在留資格認定証明書を交付しない。また、その他の在留資格についても、被退去強制者を引き取らない国の国民に対しては、在留資格認定証明書交付申請に対する審査及び入国審査に際して、厳格な審査を実施する。〔法務省〕	法務省	被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、より効果的に厳格な上陸審査を実施するため、所要の調査・分析を実施中である。 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第一条に定める地域の権限ある機関を定める件」において、退去強制令書の円滑な執行に協力しない国・地域を規定し、当該国・地域の外国人の受入れは認めない旨を定めた。また、在留資格認定証明書交付申請時の審査において、当該国・地域の外国人でないことを厳格に確認することとしている。	左記調査・分析結果を踏まえ、全国の空海港において、厳格な上陸審査を実施する。 左記規定に基づき引き続き、適正かつ円滑な運用を行っていく。

施策番号	施策内容	担当省庁	進捗状況	今後の予定
190	外国人を収容する施設等においては、引き続き通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。〔法務省〕	法務省	<p>国際対策室が設置されている矯正施設では、主要言語について国際専門官や常駐の民間通訳人が配置されており、希少言語についても民間通訳人と契約し、通訳・通訳業務を実施している。それ以外の矯正施設でも必要時には国際対策室による通訳共助、テレビ遠隔通信システム等による通訳共助を実施している。</p> <p>保護観察の対象となる者やその引受人等が日本語での意思疎通が困難である場合、通訳者の協力を得て、保護観察及び生活環境の調整を実施している。</p> <p>また、保護観察の対象となる者やその引受人等が日本語での意思疎通が困難である場合、外国語で記載された保護観察等説明書を活用し、適切な処遇等を実施している。</p> <p>外国人である医療観察対象者が、日本語での意思疎通が困難である場合、通訳者の協力を得て、円滑な処遇を実施することが可能となる体制整備について検討している。</p>	<p>引き続き、国際対策室設置施設を中心に、収容状況に応じた通訳・翻訳体制を維持していく。</p> <p>また、多数の外国人を収容する刑事施設に、AI機能を有する多言語翻訳システムの整備を検討する。</p> <p>今後も、左記の取組を実施していく。</p> <p>今後も、左記の取組に向けて準備を進めていく。</p>
191	「難民認定制度の運用の更なる見直し」の実施状況を踏まえて、就労等を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請への更なる対策を講じ、真の難民の迅速な保護を図る。〔法務省〕	法務省	<p>平成30年1月から実施した難民認定制度の運用の更なる見直しから約2年後となる令和2年3月27日付けプレスリリースにおいて、令和元年1年間の難民認定申請者数等を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年の難民認定申請者数は10,375人となり、平成29年の19,629人と比べて大幅に減、前年(平成30年)の10,493人と比べてほぼ横ばい。</li> <li>・令和元年の難民認定数は44人となり、平成29年の20人と比べて倍増、前年(平成30年)の42人と比べてほぼ横ばい。</li> </ul> <p>これまでのところ、濫用・誤用的な申請を抑制し、真の難民の迅速な保護を図るという目的に適う一定程度の効果をあげていると考えられる。しかしながら、依然として、濫用・誤用的な申請が相当数見受けられ、そうした申請への対応が必要である。</p>	<p>引き続き、新たに受け付ける申請の動向を注視しつつ、難民認定制度の運用の更なる見直しの対象となっていない、繰り返し申請を行うことで退去強制による送還の回避を意図する悪質な不法滞在者等には送還停止効果に一定の例外を設けること等について、法制度・運用両面から検討を進めていく。</p>